

(素案)

第1期 阿賀野市こども計画

令和7年度～令和11年度

(2025年度～2029年度)



令和7年3月
新潟県 阿賀野市

はじめに

「こどもの笑顔に感謝を込めて」



こどもの笑顔は皆の「笑顔」を、こどもの元気な声は皆の「元気」を引き出す力をもっています。こどもから贈られた「笑顔」や「元気」は、私たち大人がこどもの「笑顔」を引き出す行動につながり、「笑顔」のキャッチボールはどんどんつながっていきます。

阿賀野市では、年々少子化が進み、令和3年の出生数は200人を割りました。少子高齢化社会への心配が尽きない中、令和2年、突如として始まった新型コロナウイルス感染症がもたらした生活様式の転換や物価高騰による経済的不安定さ等により、生活が大きく変化し、子育てする保護者が不安やストレスを抱えやすい環境となってきたことも否めません。

これまで、平成27年に「第1期阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定、令和2年に「第2期阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、家庭、地域、行政が一丸となり、楽しく子育てできる市を目指して、子育て施策の充実に取り組んでまいりました。

この度、計画の見直しに合わせて、令和7年度からの5か年の取組みについて「第1期阿賀野市こども計画」を策定いたしました。

こどもの笑顔は輝く未来への灯です。この先、灯をより一層輝かせるため、すべてのこどもが、健やかに、自分らしく、幸せに歩むことができるまちづくりを目指して全力で取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げ、巻頭のあいさつといたします。

令和7年3月

阿賀野市長 加藤 博幸

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画策定の体制.....	4
5 基本理念.....	6
6 計画の体系.....	7
7 成果指標.....	8
第2章 子ども・子育て支援事業計画.....	9
1 阿賀野市の子育てを取り巻く状況.....	10
2 アンケート調査結果の概要.....	15
3 基本目標Ⅰ こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり.....	26
基本施策(1) 親とこどもの健康の確保及び増進.....	26
基本施策(2) 仕事と子育ての両立支援の充実.....	28
基本施策(3) こどもの個性と創造性を育む教育環境の整備.....	29
基本施策(4) 子育て家庭へのきめ細やかな支援.....	30
基本施策(5) 地域における子育ての相談・支援の充実.....	31
4 教育・保育の提供区域.....	33
5 教育・保育事業量の見込み.....	34
6 保育施設整備計画.....	35
7 地域子ども・子育て支援事業量の見込み.....	36
8 放課後児童の居場所の充実について.....	45
第3章 こども・若者育成支援計画.....	47
1 阿賀野市のこども・若者を取り巻く状況.....	48
2 アンケート調査結果の概要.....	52
3 基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり.....	56
基本施策(1) 自分らしく社会生活を送るための支援.....	56
基本施策(2) 困難を有するこども・若者やその家族への支援.....	57
基本施策(3) ヤングケアラーへの支援.....	58
4 こども・若者の社会参画・意見反映.....	59

第4章	こどもの貧困対策.....	61
1	阿賀野市のこどもの貧困に関する状況.....	62
2	アンケート調査結果の概要.....	64
3	基本目標Ⅲ こどもたちが夢や希望を持ってはばたけるまちづくり.....	81
	基本施策（1）教育の支援.....	81
	基本施策（2）生活の支援.....	82
	基本施策（3）保護者に対する支援.....	83
	基本施策（4）経済的な支援.....	84
	基本施策（5）支援体制の整備.....	85
第5章	計画の推進.....	87
1	計画の推進体制.....	88
2	計画の進行管理.....	88
資 料 編		89
1	阿賀野市子ども・子育て会議条例.....	90
2	阿賀野市子ども・子育て会議委員名簿.....	91
3	阿賀野市児童福祉施設一覧.....	92

第 1 章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の進行にともない、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、社会・経済に悪影響を及ぼす懸念のある課題が深刻化しています。

こうしたなか、国は、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指して、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。また同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進する「こども大綱」と、すべての子ども・子育て世帯を対象とした切れ目ない子育て支援の充実を図る「こども未来戦略」を策定し、こどもや若者に関する様々な取組を進めています。

阿賀野市（以下、本市という）では、平成27年度に「第1期 阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期 阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」をそれぞれ策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量（利用人数等）を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、病児保育事業や放課後児童クラブなど様々な子育て支援事業について提供体制の整備に努めてきました。

しかしながら、女性の社会進出にともなう低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てを取り巻く家庭や地域の状況は変化し続けています。

そこで本市では、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市におけるこども・若者を取り巻く現状や課題を踏まえ、様々な施策を計画的・総合的に推進するため、新たに令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第1期 阿賀野市こども計画（以下、本計画という）」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、こども基本法第10条（都道府県こども計画、市町村こども計画）において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。「こども計画」は国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・子育て支援事業計画」、「こども・若者計画」、「こどもの貧困対策」を包含し、一体的に作成することができるとされていることから、本市では、こども施策に関連する計画を一体化し、総合的な計画として策定することで、市民にとって一層分かりやすい計画となることを目指します。

また、「こども大綱」では『こどもまんなか社会の実現』（すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会）を提唱していることから、本市においても「こども大綱」を踏まえた計画を策定し、すべてのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

本計画は、「阿賀野市総合計画」の個別分野計画として位置付け、総合計画の方向性を踏まえ策定・進捗管理を行います。加えて、他の関連する個別分野計画との整合を図ることとします。

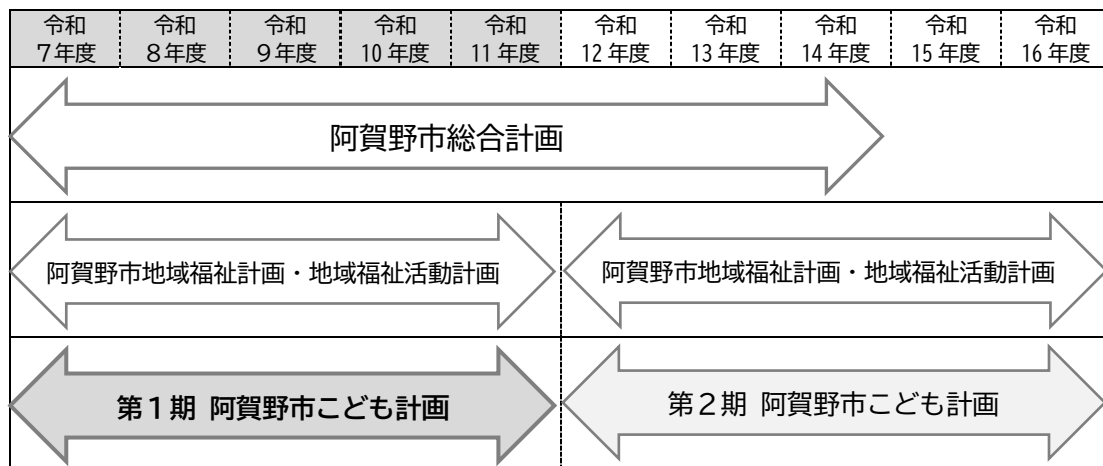
なお本計画は、こども基本法第 10 条第 5 項に基づき、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下の計画と一体のものとして策定しました。

- (1) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」
- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業支援計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条に基づく「市町村行動計画」
- (4) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 10 条第 2 項に基づく「市町村計画」

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画策定の体制

(1) 阿賀野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関わる企業・関係機関の代表者、学識経験者などからなる「阿賀野市子ども・子育て会議」を設置し、こども・若者施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

(2) こども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・就学児童の保護者を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などを把握するため、「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を実施しました。

調 査 の 種 類	就学前児童アンケート	就学児童アンケート
調 査 期 間	令和5年12月6日から令和5年12月23日まで	
調 査 対 象	就学前児童（0～6歳）の保護者	就学児童（小学1～3年生）の保護者
調 査 方 法	保育施設等を通じて配付・回収 および郵送による配付・回収	小学校を通じて配付・回収
調査票（発送）数	1,546人	878人
回 収 数	1,102人（回収率71.3%）	687人（回収率78.2%）

(3) こども・若者の意識調査

19歳～29歳を対象に、就学・就労状況、生活の充実感、社会生活や日常生活での困難な経験、必要な支援などを把握するため、「若者の生活・意識調査」を実施しました。

調 査 の 種 類	若者の生活・意識調査
調 査 期 間	令和6年5月7日から令和6年5月21日まで
調 査 対 象	市内在住の19歳～29歳までの2,000人
調 査 方 法	インターネット調査（WEB調査）
調査票（発送）数	2,000人
回 収 数	318人（回収率※16.0%）

※2,000人発送したうち、15人が宛先不明として返送されたため、回収率算出の母数は1,985人としています。

(4) 子どもの生活実態調査

小学5年生・中学2年生本人とその保護者および16歳・17歳本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援などを把握するため、「子どもの生活実態調査」を実施しました。

調 査 の 種 類	子どもの生活実態調査	子どもの生活実態調査（保護者向け）
調 査 期 間	令和5年12月6日から令和5年12月23日まで	
調 査 対 象	小学5年生・中学2年生 16歳・17歳	小学5年生・中学2年生の保護者 16歳・17歳の保護者
調 査 方 法	小学5年生・中学2年生は学校を通じて配付・回収 16歳・17歳は郵送による配付・回収（WEB調査も同時に実施）	小学5年生・中学2年生の保護者は学校を通じて配付・回収 16歳・17歳の保護者は郵送による配付・回収（WEB調査も同時に実施）
調査票（発送）数	970人	970人
回 収 数	629人（回収率64.8%）	681人（回収率70.2%）

※アンケート調査結果をみる際の留意点

- ・回答項目の比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100%を超える場合があります。
- ・図表中の「n＝〇〇」とは、集計対象者総数（または分類別の該当対象者数）を示しています。
- ・単数回答は帯グラフ、複数回答は棒グラフとなっています。棒グラフは、高い割合の項目がわかりやすいようにすべて割合による降順となっています。

(5) パブリックコメントの実施

本計画（案）を市役所などの窓口や市のホームページで公開し、広く市民の皆さまから意見を募りました。

5 基本理念

－ こども・若者の笑顔があふれるまち あがの －

（基本理念の考え方）

次代を担うすべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として様々なこども施策に取り組むことが重要です。

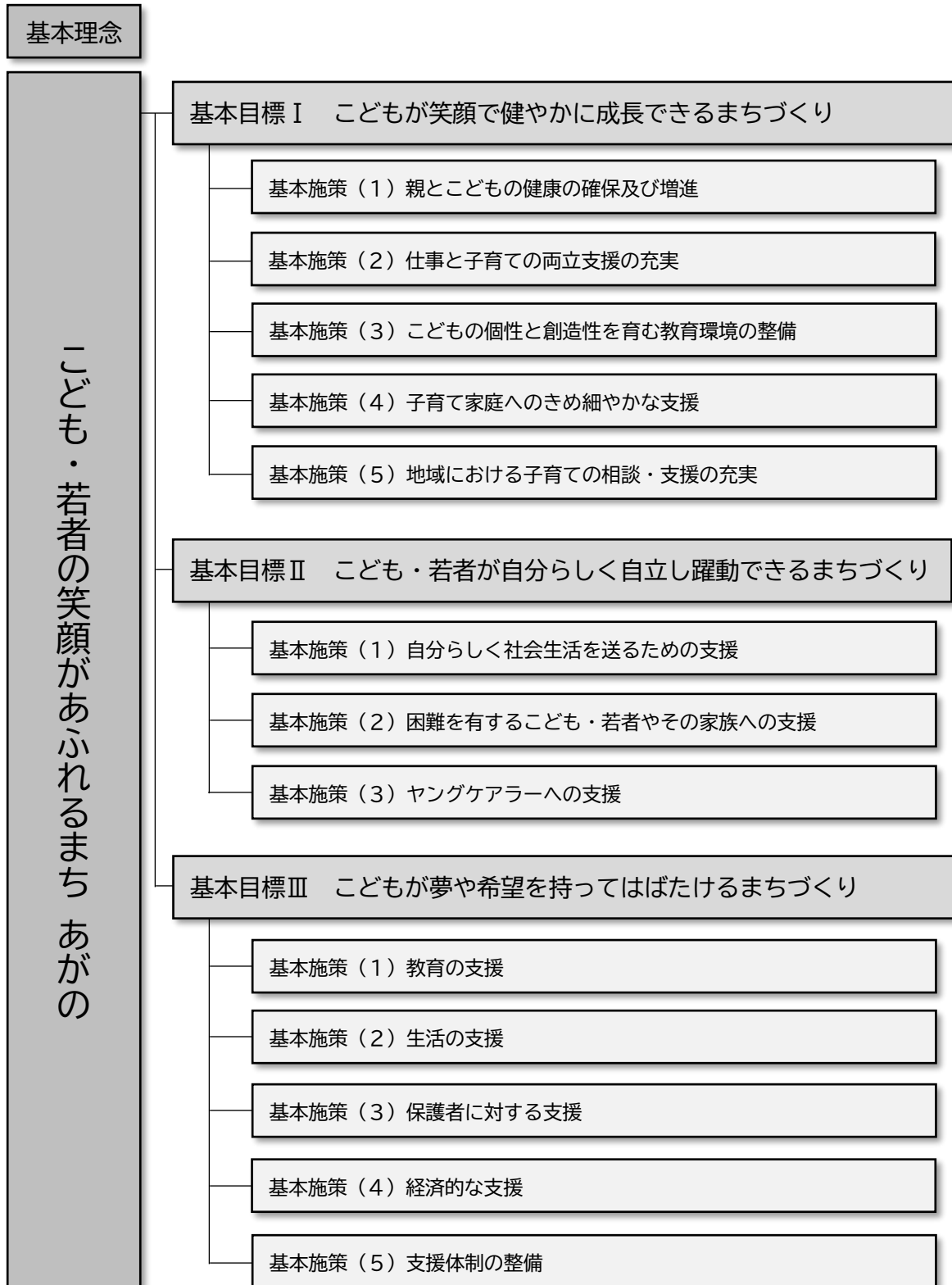
こうした状況に対応していくために、本計画では、これまで推進してきた「子どもも 親も 地域も 輝きあふれる都市」の基本理念を継承し、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整備するとともに、こどもや若者が期待する「楽しく」「安心して」過ごせるまちを目指して、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて親が喜びや生きがいを感じながら子育てができるまちづくり、すなわち、すべてのこども・若者が明るく笑顔があふれるまちづくりを進めます。

本市では、基本理念の実現に向けて、こども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係者との連携により切れ目のない支援体制を構築し、こども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。



6 計画の体系

本計画では、「基本目標Ⅰ こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり」「基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり」「基本目標Ⅲ こどもが夢や希望を持ってはばたけるまちづくり」をもとに、本市のすべてのこども・若者を包括的に支援します。

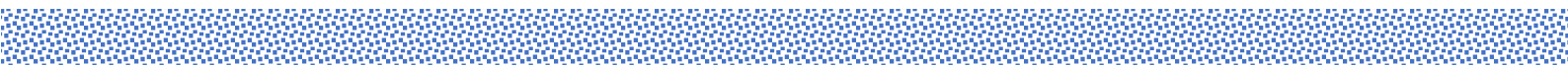


7 成果指標

総合計画			
分野別政策2 子どもと子育て世代への支援			
施策2-1 子育て環境の充実			
目指す姿	産む・育む等の子育て環境が整い、子どもたちがたくさん暮らすまちになっています		
施策の成果指標		現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	子育てしやすい環境になっていると感じる市民の割合	74.0%	80.0%
2	この地域で子育てをしたいと感じる乳幼児の保護者の割合	96.7%	98.0%
3	0歳から14歳までの人口	4,163人	3,986人
4	合計特殊出生率	1.20	1.63

こども計画			
基本理念		こども・若者の笑顔があふれるまち あがの	
計画の成果指標		現状値 (R5)	目標値 (R11)
1 阿賀野市における子育て環境や支援を満足している乳幼児の保護者の割合		40.3%	60.0%
阿賀野市における子育て環境や支援を満足している就学前児童の保護者の割合		30.9%	50.0%
2 全体として、最近の生活に満足しているこどもの割合		90.1%	現状値以上
3 今、自分が幸せだと思う若者の割合		81.8%	
基本目標Ⅰ：こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり			
施策の成果指標		現状値 (R5)	目標値 (R11)
(1) 赤ちゃん訪問実施率		97.7%	100.0%
(2) 支援が必要な児童数		73 件	目標値を 定めない
(3) 個別支援会議開催回数		21 回	
(4) 児童家庭相談件数		148 件	
(5) 子育て支援センター事業に満足している保護者の割合		実績なし	70.0%
(6) 保育施設待機児童数		0 人	0 人
基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり			
(1) こども・若者向け研修会等開催数		16 回	現状値以上
(2) ひきこもり相談実施数		13 件	目標値を 定めない
(3) こころの健康相談事業実施数		21 件	
(4) ヤングケアラーの相談件数		5 件	
基本目標Ⅲ こどもが夢や希望を持ってはばたけるまちづくり			
(1) 学習支援事業参加者数		54 人	100 人
(2) こどもの居場所・こども食堂開催場所数		3 か所	現状値以上
(3) ひとり親家庭就労支援利用者数		5 人	
(4) 養育支援訪問実績		149 件	170 件

第 2 章 子ども・子育て支援事業計画



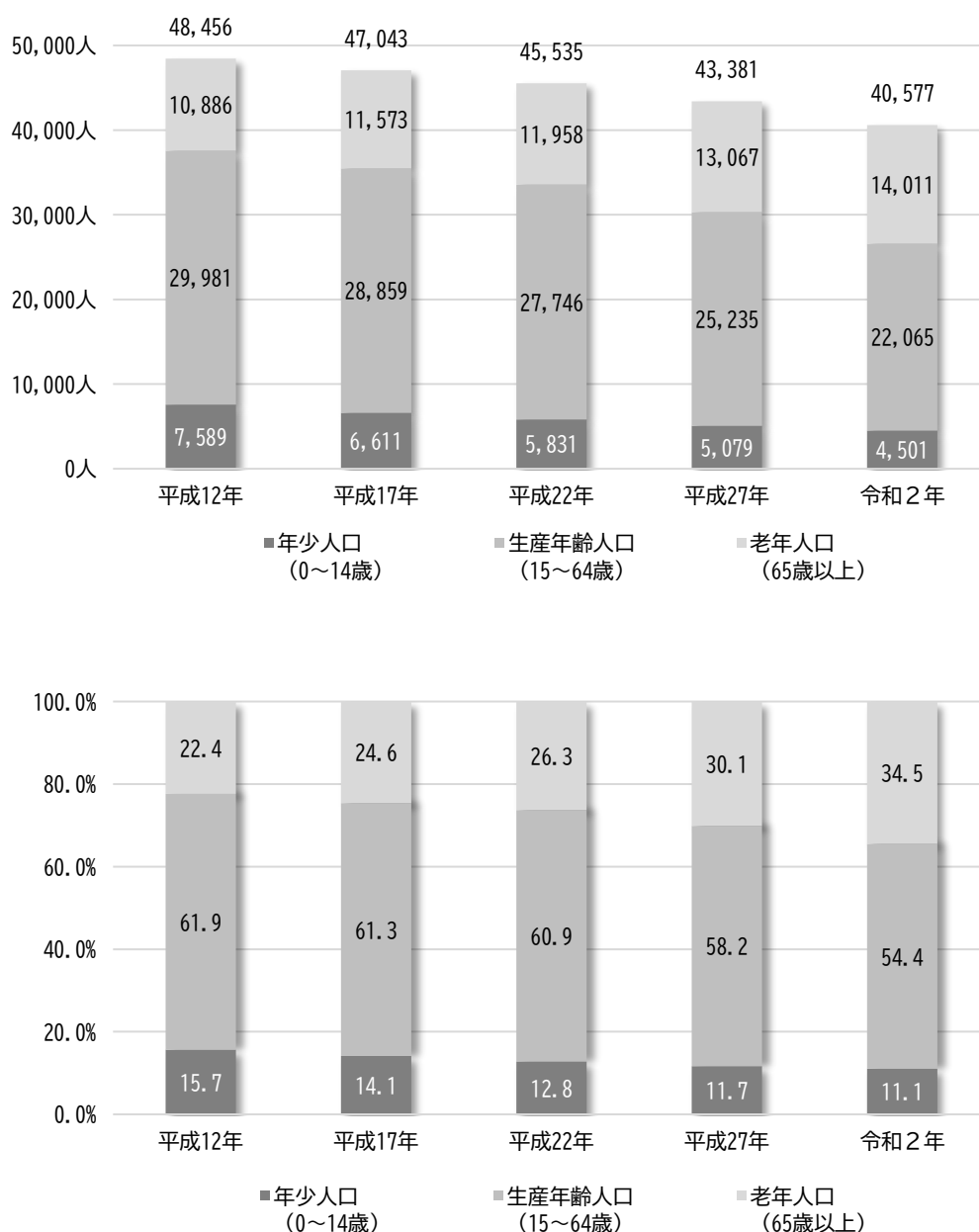
第2章 子ども・子育て支援事業計画

1 阿賀野市の子育てを取り巻く状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口割合の推移

阿賀野市の総人口は、平成7年以降減少傾向にあり、令和2年には40,696人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口および生産年齢人口は減少が続き、平成27年以降、生産年齢人口の割合は60%を下回っています。その一方で、老年人口は増加が続いています。

総人口と年齢3区分別人口割合の推移



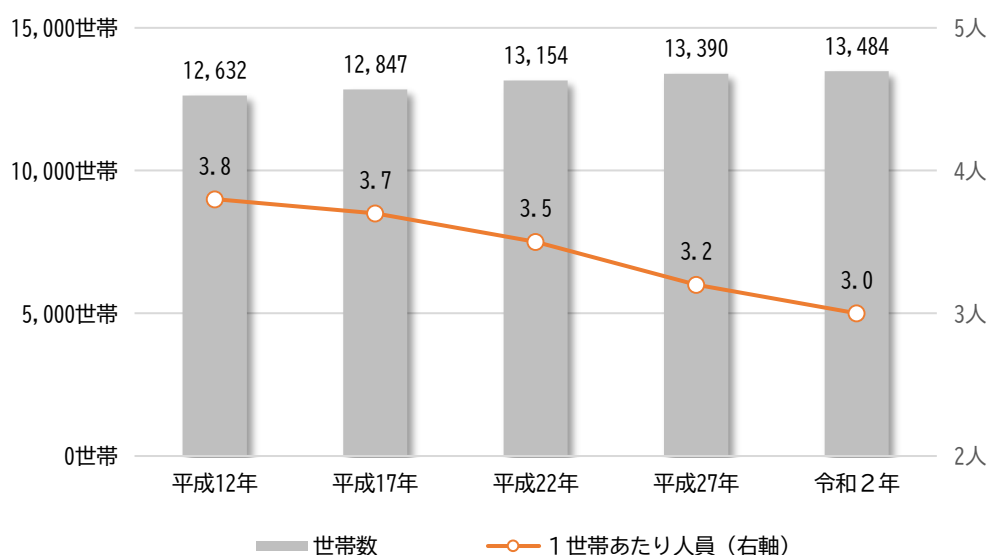
資料：総務省「国勢調査」

※国勢調査数値は、年齢不詳分が総数と相違しています。〔H22：25人、H27年：34人〕

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

阿賀野市の世帯数は増加を続けており、令和2年には13,457世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少が続いており、令和2年には3人を下回り2.9人となっています。

世帯数および1世帯あたり人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

(3) 子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満親族がいる一般世帯数及び18歳未満親族がいる一般世帯数はともに減少していますが、構成比でみると6歳未満親族がいる一般世帯数のうち、母子家庭が1.3%増えています。

子どものいる一般世帯数の推移

	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
18歳未満親族がいる一般世帯数	3,638	-	3,161	-
夫婦と子ども	1,440	39.6%	1,492	47.2%
男親と子ども	26	0.7%	18	0.6%
女親と子ども	228	6.3%	185	5.9%
6歳未満親族がいる一般世帯数	1,341	-	1,159	-
夫婦と子ども	595	44.4%	629	54.3%
男親と子ども	2	0.1%	1	0.1%
女親と子ども	23	1.7%	35	3.0%

資料：総務省「国勢調査」

(4) 現在の歳児・学年別児童数

	安田地区	京ヶ瀬地区	水原地区	笹神地区	合計
0 歳児	30 人	59 人	87 人	27 人	203 人
1 歳児	39 人	56 人	85 人	19 人	199 人
2 歳児	33 人	67 人	90 人	33 人	223 人
3 歳児	42 人	63 人	117 人	31 人	253 人
4 歳児	39 人	58 人	127 人	37 人	261 人
5 歳児	49 人	64 人	110 人	36 人	259 人
小学1年生	34 人	65 人	116 人	32 人	247 人
小学2年生	50 人	87 人	133 人	40 人	310 人
小学3年生	56 人	50 人	156 人	39 人	301 人
小学4年生	56 人	55 人	117 人	39 人	267 人
小学5年生	70 人	60 人	143 人	47 人	320 人
小学6年生	79 人	49 人	156 人	44 人	328 人
合計	577 人	733 人	1,437 人	424 人	3,171 人

資料：阿賀野市小学校入学予定者数調べ〔令和6年10月末現在〕

(5) 今後の児童人口推計

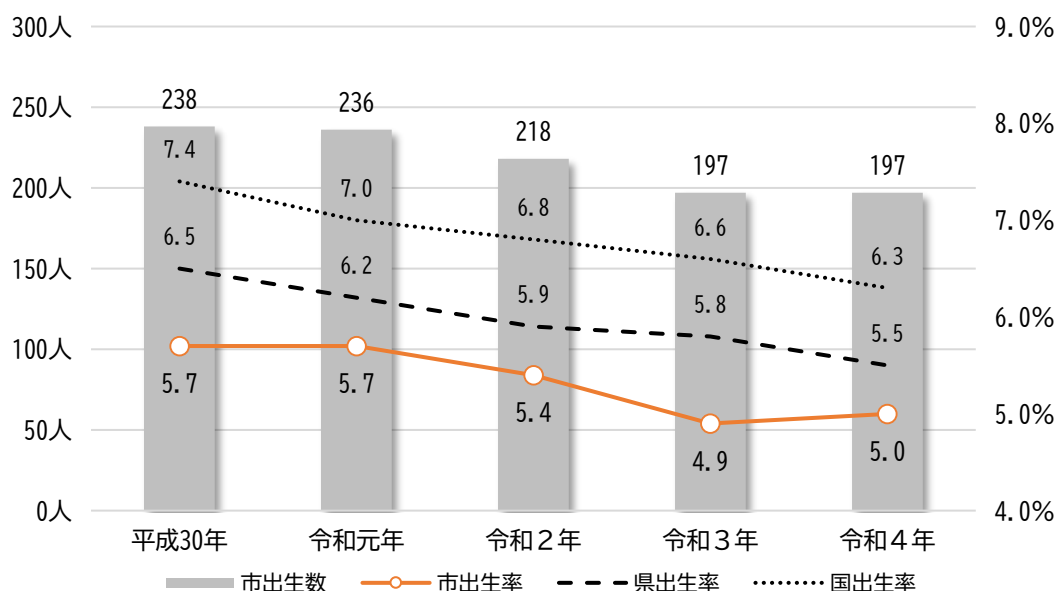
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0 歳	177 人	163 人	158 人	154 人	149 人	144 人
1 歳	177 人	173 人	167 人	163 人	159 人	153 人
2 歳	201 人	197 人	191 人	186 人	181 人	175 人
3 歳	220 人	214 人	208 人	202 人	196 人	190 人
4 歳	224 人	217 人	211 人	205 人	199 人	193 人
5 歳	236 人	228 人	218 人	208 人	197 人	187 人
小計	1,235 人	1,192 人	1,153 人	1,118 人	1,081 人	1,042 人
6 歳	255 人	251 人	240 人	229 人	217 人	206 人
7 歳	285 人	276 人	264 人	252 人	239 人	227 人
8 歳	267 人	257 人	246 人	235 人	222 人	211 人
9 歳	271 人	265 人	253 人	242 人	230 人	218 人
10 歳	312 人	306 人	295 人	285 人	274 人	263 人
11 歳	318 人	312 人	300 人	290 人	279 人	267 人
小計	1,708 人	1,667 人	1,598 人	1,533 人	1,461 人	1,392 人
12 歳	325 人	320 人	309 人	298 人	287 人	276 人
13 歳	319 人	311 人	301 人	290 人	279 人	269 人
14 歳	309 人	303 人	293 人	283 人	273 人	263 人
小計	953 人	934 人	903 人	871 人	839 人	808 人
15 歳	313 人	310 人	306 人	301 人	296 人	292 人
16 歳	319 人	312 人	308 人	304 人	299 人	295 人
17 歳	298 人	293 人	289 人	286 人	282 人	278 人
小計	930 人	915 人	903 人	891 人	877 人	865 人
合計	4,826 人	4,708 人	4,557 人	4,413 人	4,258 人	4,107 人

資料：阿賀野市住民基本台帳人口（年齢別）。市独自推計

(6) 出生数、出生率の推移

出生数は、令和3年に200人を下回り、197人となっています。また出生率は毎年、国や県を下回っています。

出生数、出生率の推移



資料：新潟県福祉保健年報

(7) 母親の出産年齢の推移

出生数が多い年齢は25～34歳となっていますが、令和4年は平成30年と比べ30人減少しています。

母親の出産年齢の推移

年齢区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	238人	236人	218人	197人	197人
14歳以下	-	-	-	-	-
15～19歳	6人	3人	2人	5人	1人
20～24歳	35人	16人	22人	12人	17人
25～29歳	56人	52人	62人	56人	54人
30～34歳	87人	86人	72人	62人	59人
35～39歳	46人	67人	53人	46人	49人
40～44歳	8人	11人	7人	15人	17人
45歳以上	-	1人	-	1人	-

資料：新潟県福祉保健年報

(8) 未婚率の推移

阿賀野市の未婚率は、男性、女性ともに年々増加傾向にあります。

男性の未婚率の推移

年齢区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.3%	99.8%	99.8%	99.7%	99.8%
20～24 歳	93.3%	95.4%	93.4%	95.0%	95.2%
25～29 歳	69.7%	74.0%	75.9%	73.2%	72.9%
30～34 歳	45.9%	49.0%	55.3%	50.4%	47.4%
35～39 歳	35.7%	37.6%	39.0%	37.1%	34.5%
40～44 歳	30.4%	32.1%	32.3%	30.7%	29.1%
45～49 歳	21.2%	28.1%	29.7%	28.7%	27.2%
50～54 歳	18.6%	20.0%	27.1%	26.9%	24.2%

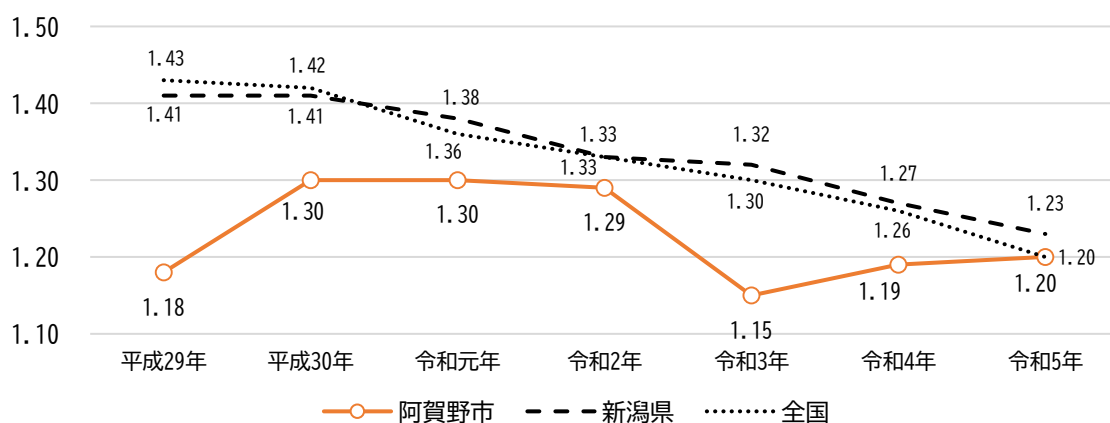
女性の未婚率の推移

年齢区分	市			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	99.0%	99.4%	99.8%	99.7%	99.6%
20～24 歳	89.5%	93.2%	91.9%	91.9%	92.3%
25～29 歳	58.2%	63.4%	63.0%	61.3%	62.4%
30～34 歳	29.4%	34.1%	41.2%	35.5%	35.2%
35～39 歳	20.3%	20.5%	24.3%	23.6%	23.6%
40～44 歳	13.1%	16.8%	17.7%	19.1%	19.4%
45～49 歳	7.7%	12.4%	15.6%	16.6%	17.6%
50～54 歳	5.7%	6.8%	12.5%	14.2%	15.2%

資料：総務省「国勢調査」

(9) 合計特殊出生率の推移

令和 5 年の阿賀野市の合計特殊出生率は 1.20 となり、2 年連続で上昇しました。



資料：新潟県福祉保健年報、新潟県人口動態統計

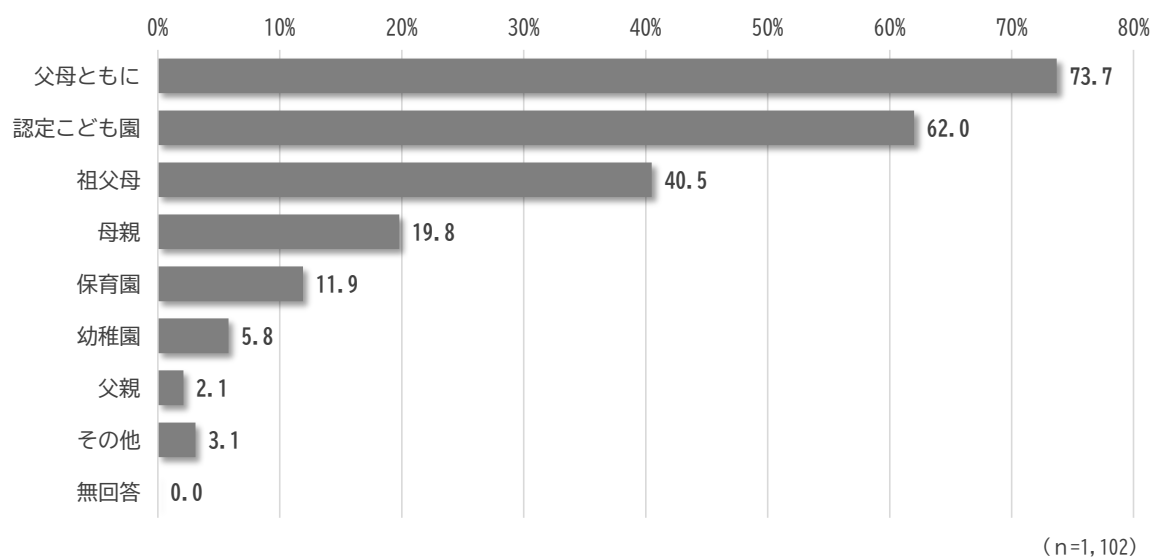
2 アンケート調査結果の概要

(1) 就学前児童（0歳～6歳）

① 子育てに日常的に関わる方（複数回答）

子育てに日常的にかかわる方については、「父母ともに」の割合が73.7%で最も高く、次いで「認定こども園」(62.0%)、「祖父母」(40.5%)などの順となっています。

子育てに日常的に関わる方【複数回答】



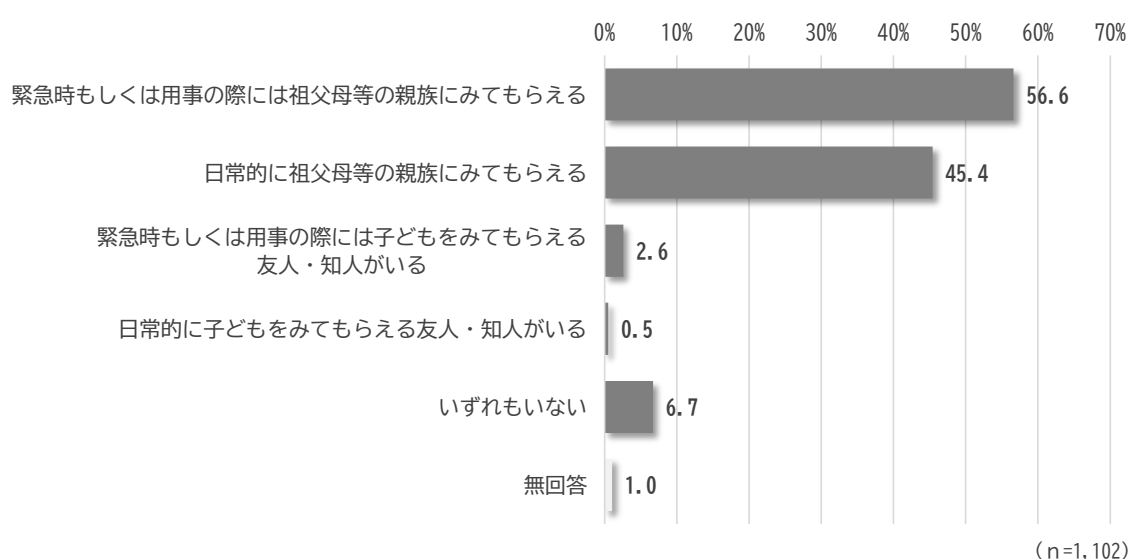
② こどもをみてもらえる親族・知人

こどもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 56.6%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(45.4%)と続き、他の項目を大きく引き離しています。

一方、「いずれもない」は 6.7%となっています。

地区別にみると、「京ヶ瀬地区」、「水原地区」、「笹神地区」では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がいずれも5割を超えています。また「安田地区」「笹神地区」では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がともに5割を超えています。

こどもをみてもらえる親族・知人【複数回答】

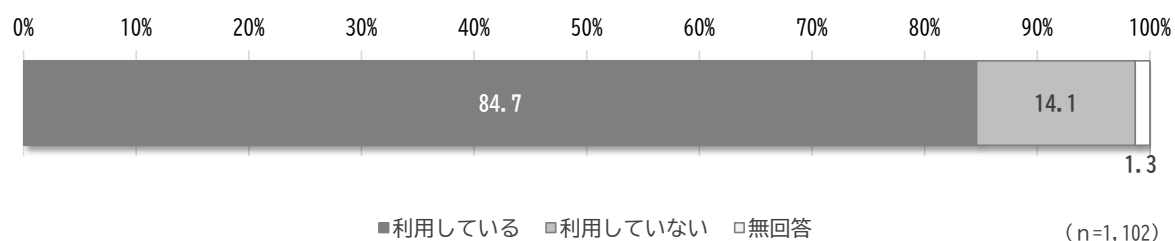


		日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全体		45.4	56.6	0.5	2.6	6.7	1.0
居住地区別	安田地区	54.9	48.4	1.6	4.3	4.3	1.1
	京ヶ瀬地区	40.3	57.6	0.0	3.1	9.3	0.7
	水原地区	42.3	60.6	0.2	1.0	7.2	0.8
	笹神地区	54.7	50.4	0.7	5.1	2.9	2.2

③ 定期的な教育・保育事業（認定こども園・保育園）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」の割合が84.7%となっており、「利用していない」（14.1%）を大幅に上回っています。

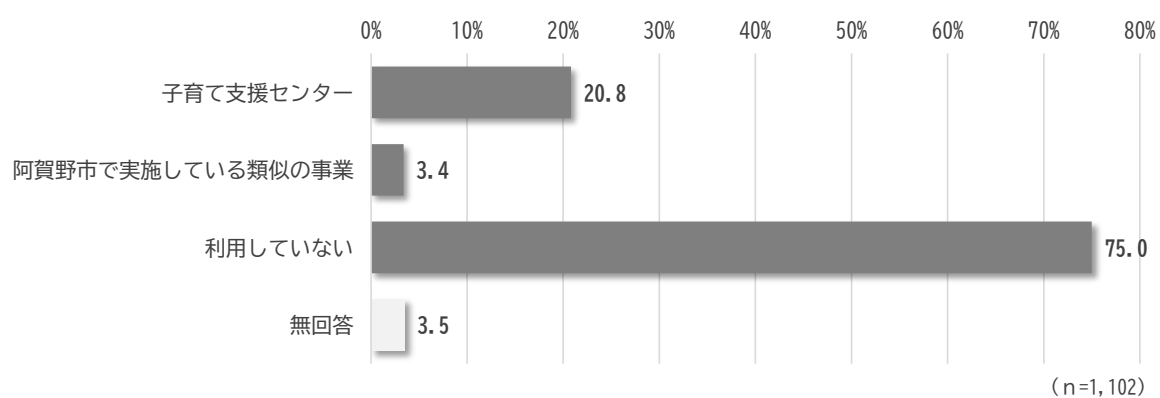
定期的な教育・保育事業の利用状況



④ 地域子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、利用している事業では「子育て支援センター」の割合が20.8%、「阿賀野市で実施している類似の事業」が3.4%となっています。なお、「利用していない」の割合は75.0%となりました。

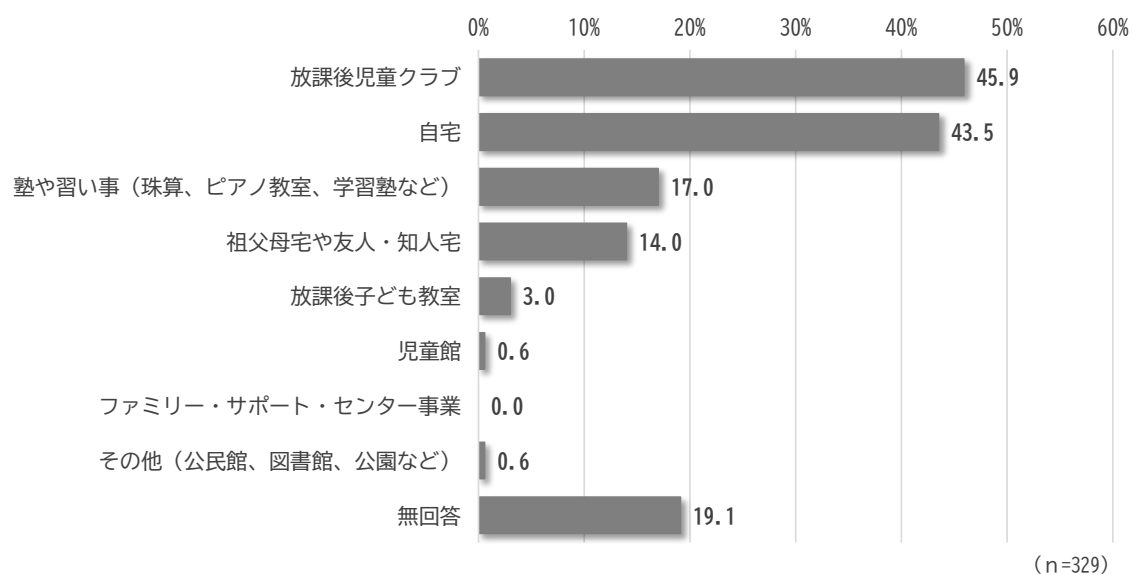
地域子育て支援事業の利用状況【複数回答】



⑤ 小学校低学年（１～３年生）になった時の放課後の利用希望場所

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所については、「放課後児童クラブ」の割合が45.9%で最も高く、次いで「自宅」(43.5%)と続き、他の項目を大幅に上回っています。

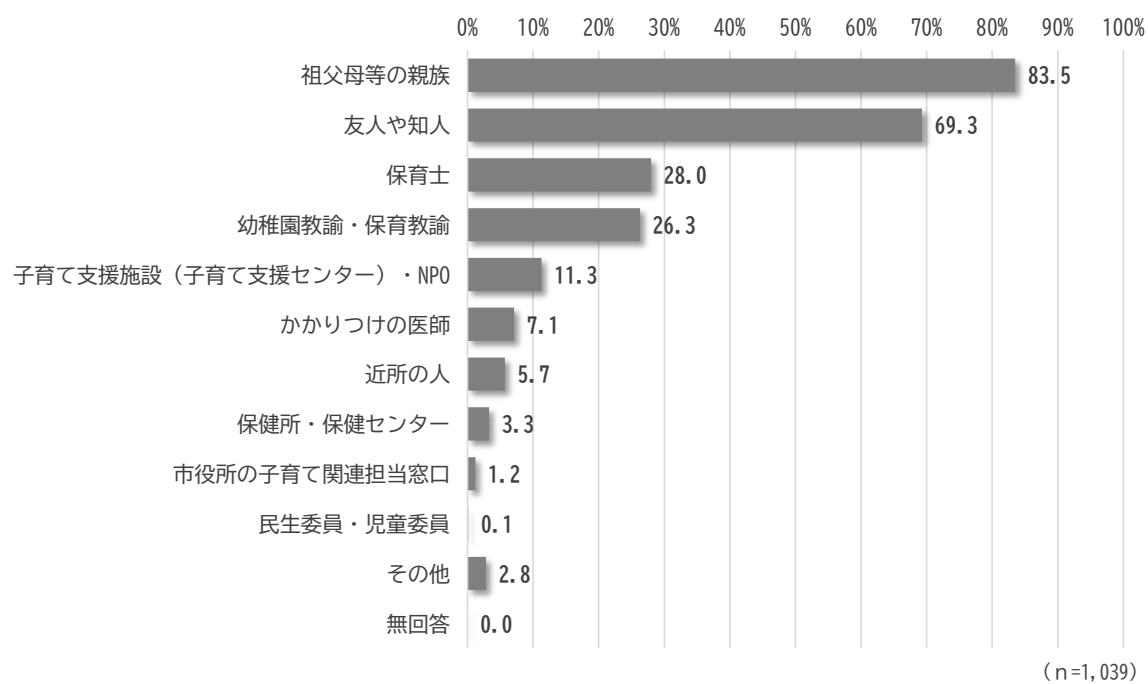
小学校低学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



⑥ 子育ての相談先

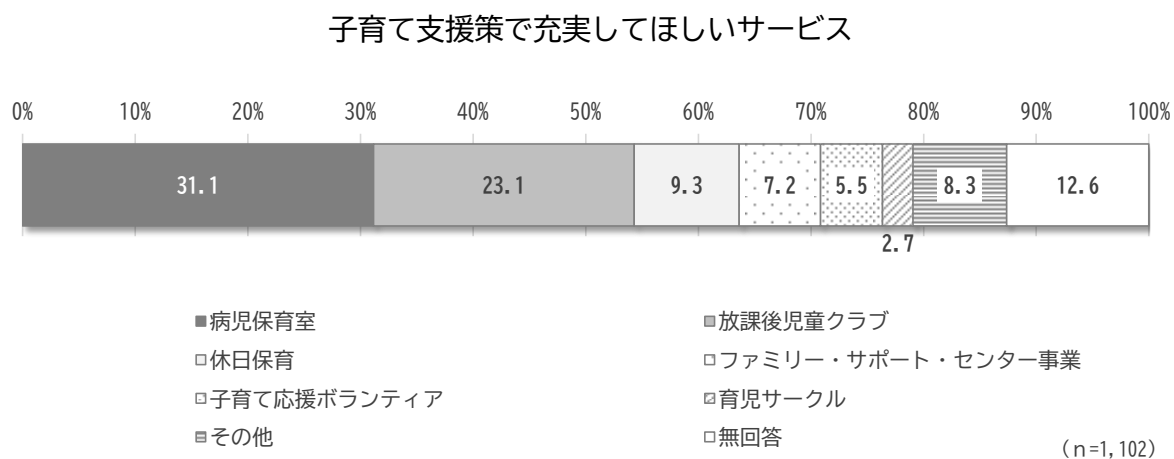
子育ての相談先については、「祖父母等の親族」の割合が83.5%で最も高く、次いで「友人や知人」（69.3%）と続き、他の項目を大幅に上回っています。

子育ての相談先【複数回答】



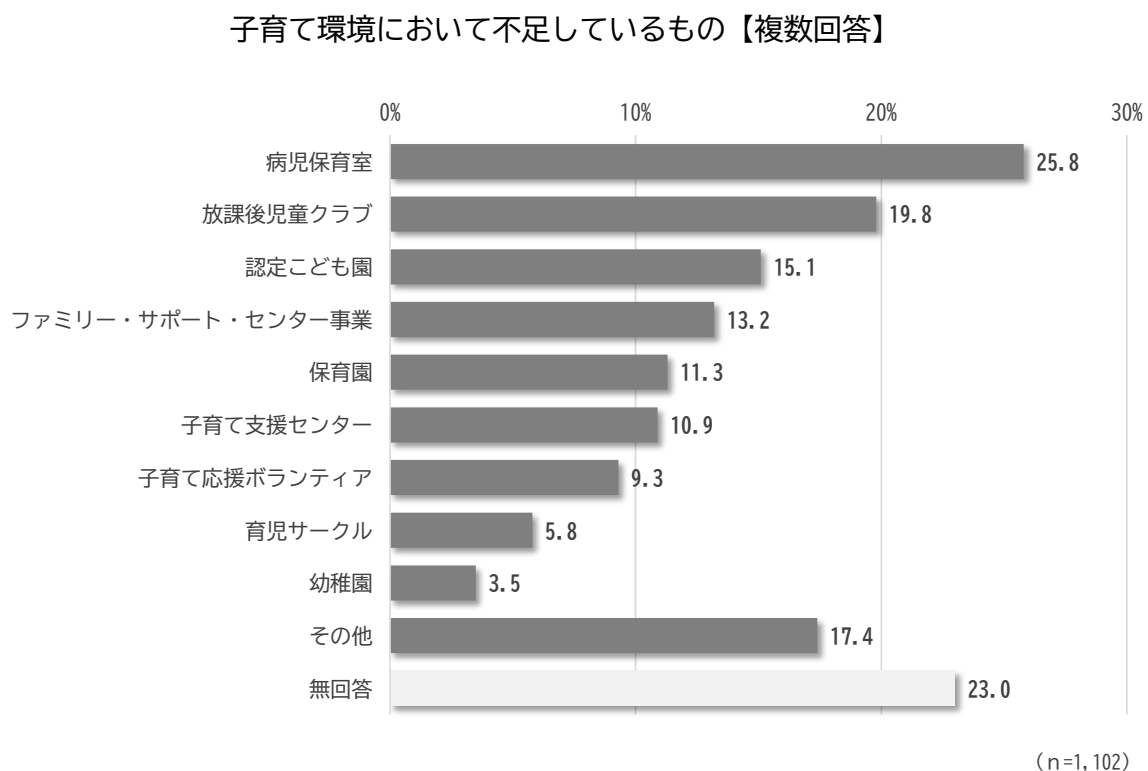
⑦ 子育て支援策で充実してほしいサービス

子育て支援策で充実してほしいサービスについては、「病児保育室」の割合が31.1%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(23.1%)、「休日保育」(9.3%)などの順となっています。



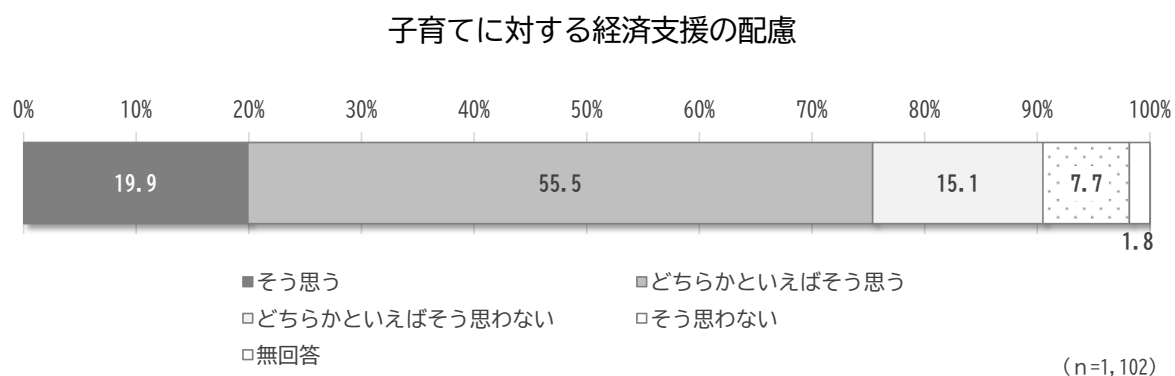
⑧ 子育て環境において不足しているもの

子育て環境において不足しているものについては、「病児保育室」の割合が25.8%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(19.8%)、「認定こども園」(15.1%)などの順となっています。



⑨ 子育てに対する経済支援の配慮

市の子育てに対する経済支援について配慮されていると感じるかどうかについては、「思う」（19.9%）と「どちらかといえば思う」（55.5%）を合わせた“思う”の割合が75.4%で、「どちらかといえばそう思わない」（15.1%）と「そう思わない」（7.7%）を合わせた“思わない”（22.8%）の割合を上回っています。

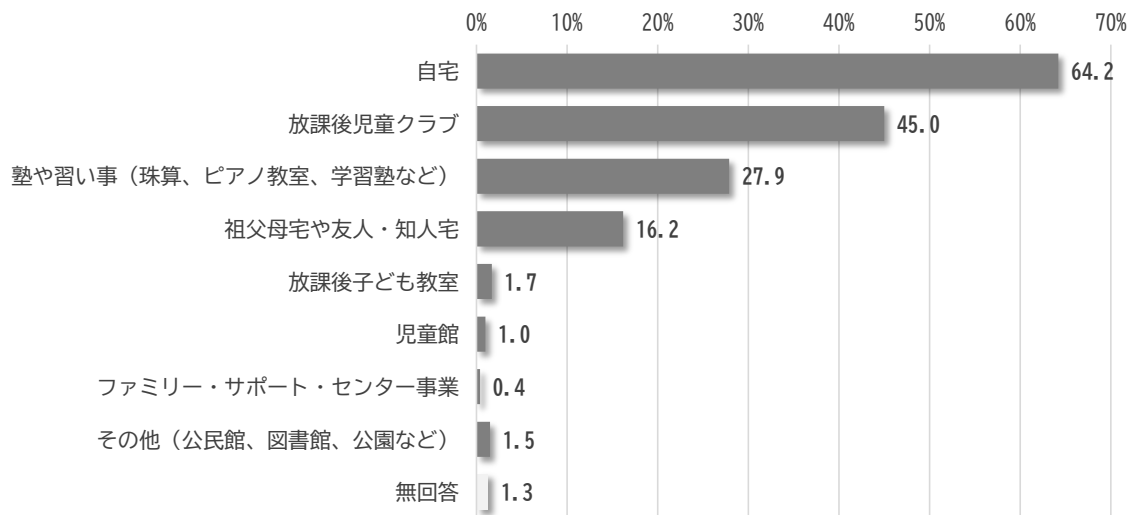


(2) 就学児童（小学1～3年生）

① 小学校低学年（1～3年生）の放課後の利用希望場所

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が64.2%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(45.0%)、「塾や習い事（珠算、ピアノ教室、学習塾など）」(27.9%)などの順となっています。

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】

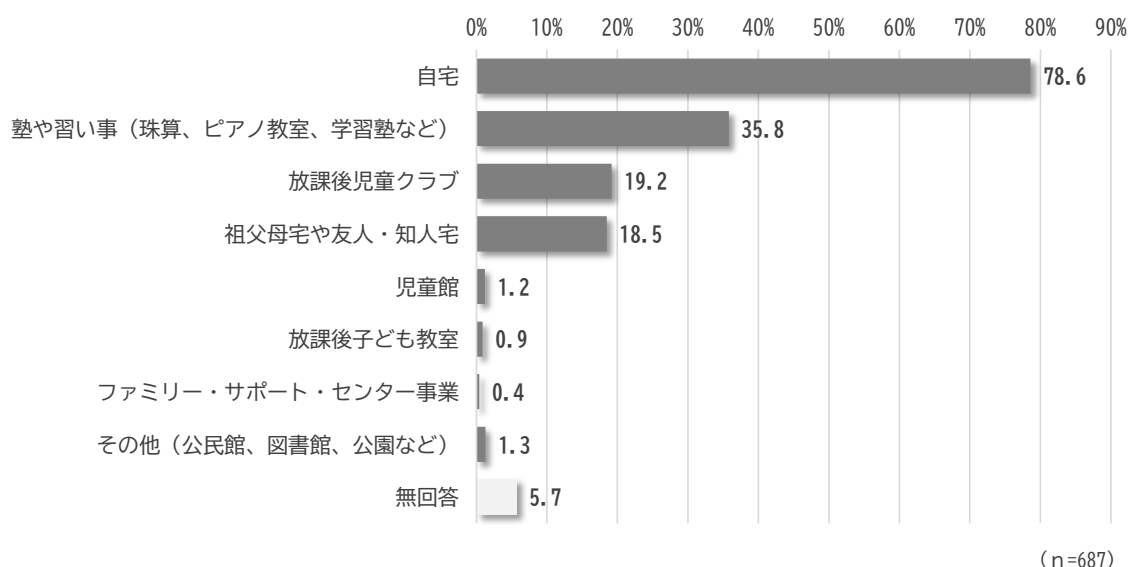


(n=687)

② 小学校高学年（４～６年生）になった時の放課後の利用希望場所

小学校高学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が78.6%で最も高く、他の項目を引き離しています。次いで「塾や習い事（珠算、ピアノ教室、学習塾など）」（35.8%）、「放課後児童クラブ」（19.2%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（18.5%）などの順となっています。

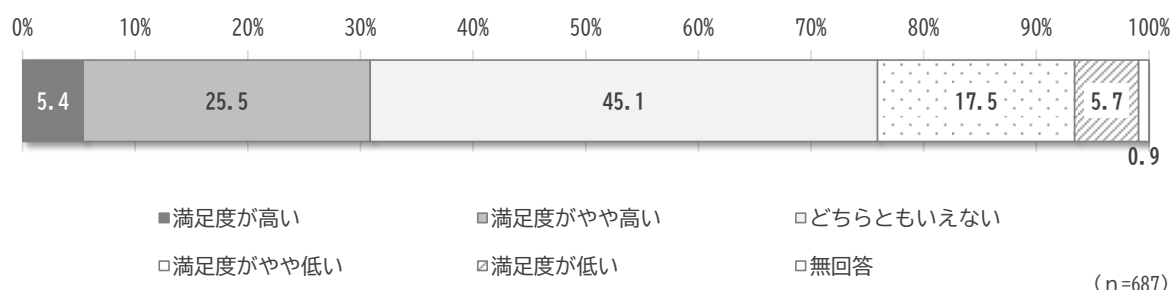
小学校高学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



③ 子育ての環境や支援への満足度

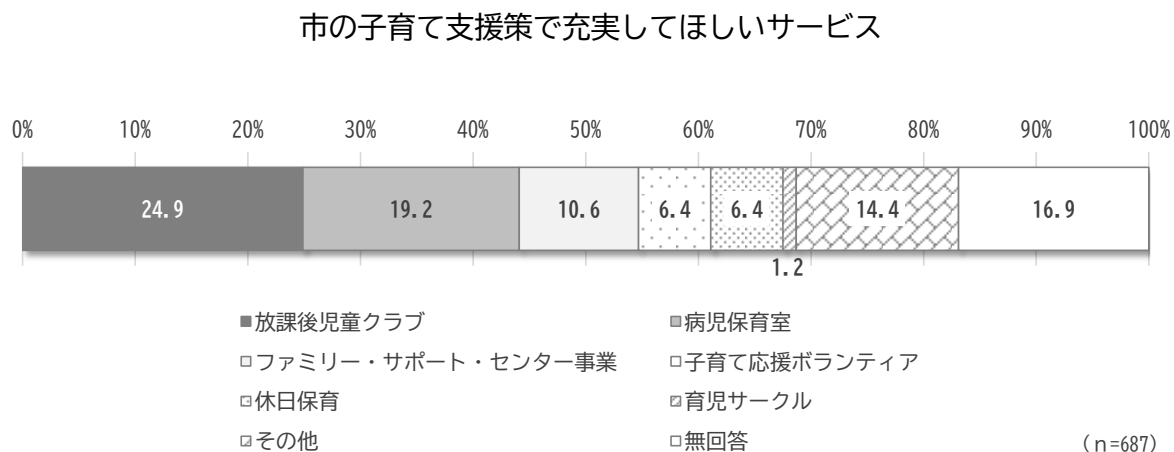
子育て支援の環境や支援への満足度については、「満足度が高い」（5.4%）と「満足度がやや高い」（25.5%）を合わせた“満足”が30.9%で、「満足度がやや低い」（17.5%）と「満足度が低い」（5.7%）を合わせた“満足していない”（23.2%）の割合を上回っています。なお、「どちらともいえない」の割合が45.1%で最も高くなっています。

子育ての環境や支援への満足度



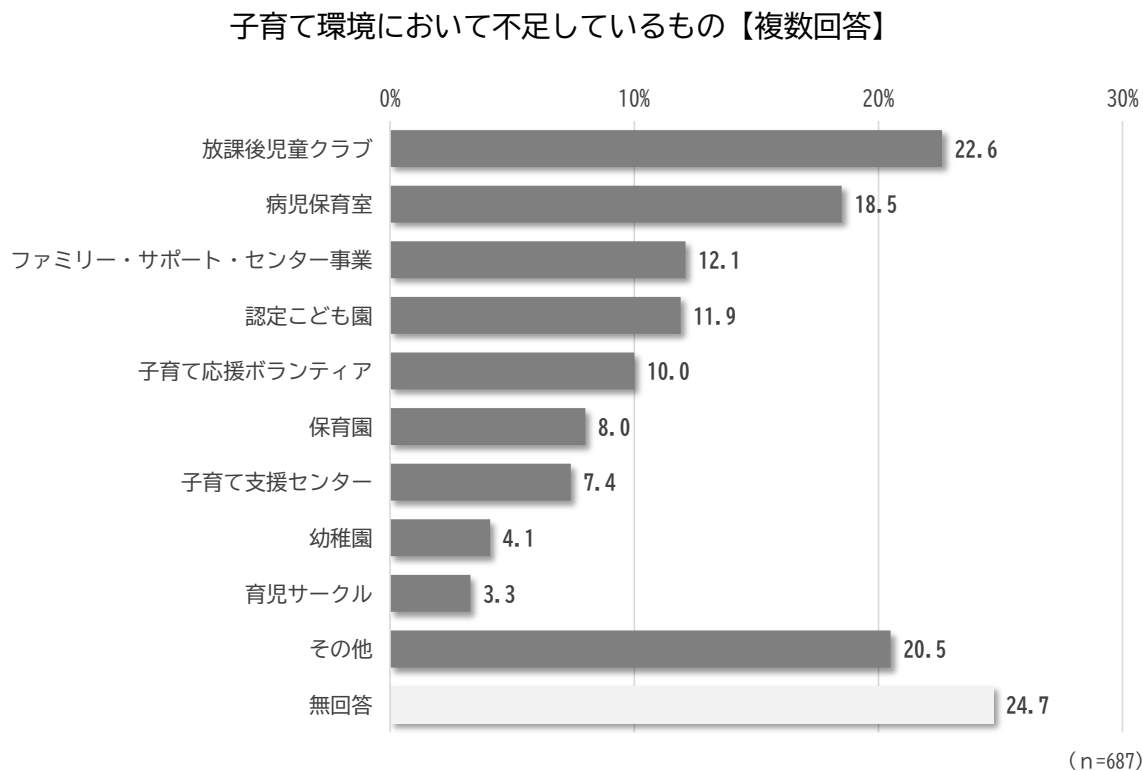
④ 子育て支援策で充実してほしいサービス

市の子育て支援策で充実してほしいサービスについては、「放課後児童クラブ」の割合が24.9%で最も高く、次いで「病児保育室」(19.2%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(10.6%)などの順となっています。



⑤ 子育て環境において不足しているもの

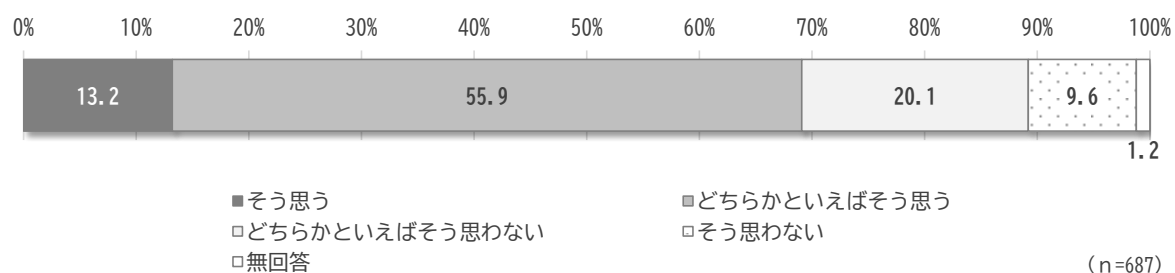
子育て環境において不足しているものについては、「放課後児童クラブ」の割合が22.6%で最も高く、次いで「病児保育室」(18.5%)、「ファミリー・サポート・センター事業」(12.1%)などの順となっています。



⑥ 子育てに対する経済支援の配慮

子育てに対する経済支援の配慮については、「そう思う」(13.2%)と「どちらかといえばそう思う」(55.9%)を合わせた“思う”の割合が69.1%で、「どちらかといえばそう思わない」(20.1%)と「そう思わない」(9.6%)を合わせた“思わない” (29.7%)の割合を上回っています。

子育てに対する経済支援の配慮【複数回答】



3 基本目標Ⅰ こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり

基本施策（１） 親とこどもの健康の確保及び増進

安心して出産・子育てができるよう、妊婦向けの支援を充実するほか、こどもが健やかに成長・発達できるよう、母子保健事業の充実を図ります。

事業名	事業概要と方向性	担当課
親子あそびの広場	遊びを通してこどもたちの健全な成長発達を促し、スタッフがこどもの成長に合わせた育児支援を保護者に伝える場を提供します。	健康推進課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳発行時において妊婦の健康状況を把握し、妊娠期間を健全に過ごせるように、全妊婦にプランを作成し助言を行っています。 子ども家庭センターの看護職による交付で、妊婦の不安を解消していきます。	健康推進課
育児相談	こどもの育児相談に対して、相談の内容に応じて保健師、助産師、管理栄養士が助言指導を行っています。 実施日等を周知しながら育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
プレママ・プレパパ教室	妊娠中の栄養・生活全般や赤ちゃんのいる生活をイメージできるようにし、出産後の育児不安の解消や虐待の予防を図ります。同じ状況にある仲間との情報交換や交流の場を通して、より主体性のある妊娠・出産・育児を考えられるように働きかけます。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期発見し、早期治療につなげることで、安全に出産できるよう、医療機関に委託して実施します。	健康推進課
沐浴教室	自宅で不安なく沐浴が行えるよう、沐浴の指導や沐浴の体験の場を提供します。退院後の育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
新生児・産婦訪問	新生児が健やかに成長できるよう、生後1か月以内の乳児と母を対象に訪問を行い、母の育児不安軽減のため、子育て指導を実施します。 事業を周知しつつ訪問実施率を高め、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげ、伴走型支援を行います。	健康推進課
妊産婦交流会	妊娠後期の妊婦と産後6か月までの産婦の交流会で、妊娠・育児に対する不安の軽減と孤立予防を図ります。 専門職のアドバイス等、参加者のニーズに合わせ相談なども実施しています。	健康推進課
産後ケア	育児のサポートや心身のためのケア等を受けることができ、育児不安やストレスの軽減を図ります。宿泊型・日帰り型・訪問型の産後ケアがあり、個々のニーズに応じて提供します。	健康推進課

事業名	事業概要と方向性	担当課
にこにこなんでも相談	子育て支援センターにこにこで、助産師や管理栄養士による専門的な個別相談を定期的に開催します。予約なしで気軽に受けることができ、日々の心配事などの解消に有用です。	健康推進課
新生児聴覚検査、産後1か月母子健診	出産後の母子の異常の早期発見、早期治療のために、健康診査等を医療機関で実施し、その費用を助成します。	健康推進課
2か月児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後2か月の乳児を対象にすべての家庭を訪問し、乳児の成長・発達の状況を確認するとともに、育児不安の軽減、子育て支援に関する情報を提供します。	健康推進課
3～4か月児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として実施しています。また、絵本の読み聞かせの推進と離乳食の準備を確認します。	健康推進課
離乳食講習会	離乳食の各時期に合った形態や味付け、調理方法等を講話や試食を通して知ってもらい、離乳食に対する不安を軽減します。友達作りの場やこどもの手遊び等の紹介もしています。	健康推進課
ウエルカムベビークラス	生後6～7か月児とその保護者を対象に、赤ちゃんのこころとからだの成長や、赤ちゃんとの関わり方についての講話と実技をします。	健康推進課
9～10か月児健診	内科健診と親子歯科健診、ブラッシング指導、育児相談を実施しています。また、離乳食の確認を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。こどもの歯を健康に育てるための知識と習慣を身に付け、むし歯予防の習慣化を図ります。	健康推進課
1歳6か月児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として内科健診と歯科健診を同時に実施しています。絵本の読み聞かせの推進、離乳の完了確認、間食の意味の指導を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。 むし歯になりにくい授乳習慣や間食習慣をつけるように指導します。 10か月児健診での指導がより良い生活習慣・食習慣につながっているか確認し継続支援していきます。	健康推進課
2歳児教室	保護者がこどもの成長発達について理解し、適切な対応ができるように支援をします。1歳6か月健診で要管理にあがった幼児のフォローや発達障がい等の早期発見の場として引き続き実施します。	健康推進課

事業名	事業概要と方向性	担当課
3歳児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として内科健診と歯科健診を同時に実施しています。また、生活リズムと体格の確認を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。 う蝕の早期発見、早期治療を目標にし、より良い生活習慣・食習慣の継続と予防事業への継続した参加を推奨していきます。	健康推進課
フッ素塗布（10か月～就学前児）	乳幼児のむし歯予防の一環として、地区ごとに定期的に実施します。歯の再石灰化、歯質のむし歯に対する抵抗性の強化を図ります。	健康推進課
小児肥満等発育調査	高度肥満やうい瘦の減少を目指し、幼児期後半の栄養状況を把握するための調査を実施します。小児期からの生活習慣病予防、生涯を通じての健康づくりにつなげます。	健康推進課
双子交流会	双子の家族が交流することで、多胎の妊娠・出産・育児に関する情報を共有し、同じ立場の家族の仲間づくりや相談できる場を提供します。	健康推進課

基本施策（２） 仕事と子育ての両立支援の充実

子育て中の保護者が職場生活と家庭生活を両立できるよう、延長保育、一時預かり保育、放課後児童クラブなど、教育・保育サービスの確保に努めます。

事業名	事業概要と方向性	担当課
通常保育事業	保護者等の就労等により保育に欠ける児童に対して保育施設が保育を行うものです。 保育の質の向上を図るとともに、保育ニーズに応じた施設整備の推進を図ります。	社会福祉課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に応えるため、通常保育時間（11 時間開所）を越えて保育時間の延長を行うものです。 核家族が増加傾向にある中、保護者の就労形態の実状にあわせた時間帯での保育サービスの充実を図ります。	社会福祉課
一時預かり事業（一般型）	冠婚葬祭、家族の疾病、育児疲れ等により一時的に保育が必要な乳幼児に対し、保育施設が一時保育を行うものです。 一時的に保育が困難な場合はもとより、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後等に当該幼稚園等において一時的に預かります。	社会福祉課

事業名	事業概要と方向性	担当課
未満児保育事業	2歳未満児の生命の安全と心身の順調な発達が保障されるよう、設備、職員配置等適切な条件下で未満児保育を実施できるよう私立保育施設に対し補助金を交付します（※未満児の受入れはすべての保育施設で実施） 0～1歳児の母親の出産後、早期職場復帰や経済的な理由で求職活動等をしなければならない保護者が安心して保育施設に預けられるよう保育士数・保育室の面積要件を満たし、可能な限り受け入れを行います。	社会福祉課
病児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難なこどもを専用スペースで一時的に保育を行います。	社会福祉課
放課後児童クラブ事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後児童支援員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。 多様なニーズに対応するため、受け入れ体制および施設の充実を図ります。	社会福祉課

基本施策（3） こどもの個性と創造性を育む教育環境の整備

児童・生徒一人一人が基礎学力の向上や幅広い知識を身につけるとともに、豊かな心を育むことができるよう、学習支援の充実を図ります。

事業名	事業概要と方向性	担当課
教育指導主事の配置	小・中学校の学習指導及び生徒指導の充実を図るため、教育指導主事を配置し、授業改善やいじめ・不登校等について助言・指導を行います。 児童の就学や学校生活における不安等を払拭し、健やかな学校生活を送ることができるよう努めます。	学校教育課
学習支援教員の配置	児童生徒の基礎学力の向上・定着と個性を活かす教育の充実を図るため、学習支援教員を配置します。学校の状況に合わせた配置を推進します。	学校教育課
介助員の配置	こども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けることができ、安全な学校生活を送ることができるようにするために、小・中学校に介助員を配置します。	学校教育課
ブックスタート事業	本を介しての親子のふれあいを促進するために、健診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本の紹介を行います。 幼児期から本に出会わせることで親子のふれあいを深めようとする運動として定着させるよう推進します。	生涯学習課
子ども読書活動推進事業	こどもが乳幼児期から本に親しみ、成長後は自ら読書を楽しむことと言語力・読解力等の向上につながっています。また、家庭・地域・学校で、周囲の大人がこどもの読書活動を支援しています。	生涯学習課

事業名	事業概要と方向性	担当課
学習支援事業	小学5・6年生や中学生を対象として、放課後や休日に宿題や予習・復習などの自主学習を支援する「放課後スクール」や「温故塾」を開講します。	生涯学習課

基本施策（４） 子育て家庭へのきめ細やかな支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている事業を含め、より一層の充実に向け取組を進めます。

事業名	事業概要と方向性	担当課
出産子育て応援給付事業	妊娠届出後と出産後にアンケートの提出や面談実施し、その後にそれぞれ給付を行います。アンケートや面談で妊娠期から必要な支援を継続します。	健康推進課
妊産婦医療費助成事業	妊産婦に対し、妊娠届出をした翌月初日から出産した翌月末までの通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	健康推進課
妊婦健康診査費助成事業	県外で妊婦健診を受診した場合や、15回目以降受診した場合に健診費用を助成します。	健康推進課
新生児聴覚検査、産後健診助成事業	新生児聴覚検査、産後1か月母子健診に要する費用を助成します。	健康推進課
出産育児助成事業	出産費用と1歳までの乳児の紙おむつ代を助成します。	健康推進課
児童手当の支給	次世代の社会を担うこどもの育ちを社会全体で応援する観点から、高校終了までの児童を対象に手当を支給します。 国の制度を遵守して実施します。	社会福祉課
保育料等軽減事業	国の制度を市独自に拡大し、第2子以降の保育料を無償化します。併せて、3歳児から5歳児の第2子以降の副食費の一部を助成します。	社会福祉課
子どもの医療費助成事業	こどもの医療費を助成します。県の事業を市独自で拡大し、高校卒業まで、入院・通院に係る費用の自己負担をなしとします。	社会福祉課
児童扶養手当の支給	高校卒業までの児童のいるひとり親家庭に手当を支給します。 国の制度により実施します。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親及び高校卒業までの子の通院・入院にかかる医療費を助成します。県単事業及び一部市単事業で実施します。	社会福祉課
ひとり親家庭等就労支援事業	ひとり親家庭の父または母が、社会的自立のための資格取得や、国が指定する講座を受ける場合に、就労相談や生活費、受講料等の補助を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等家賃助成事業	民間賃貸住宅等を借りるひとり親家庭に対して、家賃の一部を助成します。	社会福祉課
ひとり親家庭こども学習支援事業	ひとり親家庭におけるこどもの進路実現を支援するため、学習支援や進学に関する費用の一部を助成します。	社会福祉課

事業名	事業概要と方向性	担当課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の障がい児を監護・養育する父母等に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課
重度心身障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳3級以上、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の障がい児の通院・入院にかかる医療費を助成します。県単事業及び一部市単事業で実施します。	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	20歳未満の重度の障がい児本人に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課
障がい児保育事業	私立保育施設において、心身に障がいをもつ児童の受入れを促進します。障がい児を受け入れる施設に対して費用の一部を補助します。	社会福祉課
医療的ケア児保育支援事業	私立保育施設において、医療的ケアを必要とするこどもの受入れを促進します。体制を整備する施設に対して費用の一部を補助します。	社会福祉課
障害児・者紙おむつ等購入費助成事業	在宅で常時紙おむつ等を使用している1歳からの障がい児・者に、紙おむつ等の購入に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽・中等度難聴児補聴器給付事業	身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の軽・中等度難聴児に、補聴器を給付します。	社会福祉課
要保護準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育費用の一部を援助します。	学校教育課

基本施策（５） 地域における子育ての相談・支援の充実

子育てを取り巻く様々な問題に対処するため、地域子育て支援拠点事業を中心に、子育て家庭への支援を図っていきます。

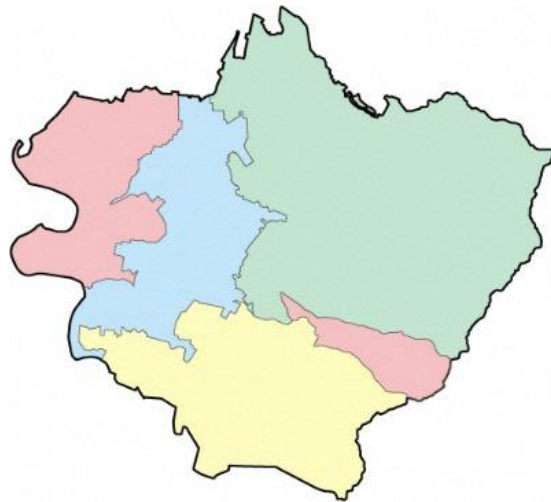
事業名	事業概要と方向性	担当課
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待の発生前予防、早期発見、早期対応等の充実のため、相談体制の充実・強化を図り、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、福祉的な支援が必要な人に、関係機関と連携し支援を行います。	健康推進課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行うものです。	社会福祉課
こども誰でも通園制度	保育園等に就園していないこどもを、就労等の理由を問わず、保育施設等で月一定時間の保育をします。	社会福祉課
子育て支援ボランティア育成事業	乳幼児とその親（家族）への子育て支援に携わるボランティアを育成します。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の就労者や主婦等を会員として、放課後の預かりや家事援助など相互援助活動を行う組織を運営します。提供会員数の拡大に努め、活動の活性化を図ります。	社会福祉課

事業名	事業概要と方向性	担当課
子育て応援カード事業	満 18 歳未満のこどもを養育する保護者に対し、子育て応援カードを交付し、協賛店に提示することにより、各種サービスを受けることができます。 多くの場所で子育て応援カードを利用できるよう、広報やホームページ等を利用し、協賛企業を募集していきます。	社会福祉課
こどものことばとこころの相談室事業	保育園、こども園及び学校と連携を取りながらこどもの発達や子育てについての不安、心配を持つ保護者の相談に応じます。 心身の健全な生育発達と子育て支援を目的とし、ライフステージに応じた支援します。	社会福祉課
養育費の確保	こどもの健全な育成のために必要な養育費が確保されるよう、啓発活動及び養育費の取得方法等についての広報通知を行います。 リーフレットの配布や手続きの際に市の無料法律相談の利用を促し、養育費の取得率向上を図ります。	社会福祉課
教育支援センターの設置	不登校児童生徒が安心して通える居場所としての機会の充実を図り、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援をします。	学校教育課
生活指導サポート委員会	児童・生徒及び青少年の問題行動を予防するとともに、万一問題行動があった場合、関係機関が相互に連携して該当者の指導・支援を行うなど適切に対応し、その健全育成を図ります。 児童を狙った凶悪犯罪や不審者等の出没、スマートフォン・携帯電話やインターネットに係る児童・生徒の被害・加害事故の未然防止のための活動を推進します。	学校教育課

4 教育・保育の提供区域

本計画の策定時に、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

そのため、本市ではこれらの条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域について市内全域を1区域とし、取り組みを進めます。



資料：阿賀野市

5 教育・保育事業量の見込み

◆実績

(人)

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み(計画)	263	613	121	365	255	594	126	395
年度末実績	270	607	122	360	250	607	120	392
達成率	102.7%	99.0%	100.8%	98.6%	98.0%	102.2%	95.2%	99.2%
確保方策(計画)	270	615	128	385	270	610	135	405

(人)

令和4年度				令和5年度				令和6年度(見込み)			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
254	592	129	397	239	557	130	383	227	531	129	370
211	598	102	404	199	572	117	389	186	601	103	369
83.1%	101.0%	79.1%	101.8%	83.3%	102.7%	90.0%	101.6%	81.9%	113.2	79.8%	99.7%
270	610	135	405	260	585	135	405	260	550	135	400

◆量の見込み

(人)

	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	180	535	106	163	203	174	522	101	162	197
②確保の内容 (認定こども園、保育 所利用定員総数)	221	624	106	164	206	202	612	109	164	204
②-①	41	89	0	1	3	28	90	8	2	7

(人)

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
168	501	98	157	192	162	480	96	153	186	157	456	92	148	180
193	610	103	158	202	191	579	106	162	208	191	569	106	162	208
25	109	5	1	10	29	99	8	9	22	34	113	14	14	28

【確保方策】

○就学前児童数は出生数の減少により年々減少していますが、0歳から2歳までの就園率は微増傾向にあることから、保護者のニーズや地域ごとの需要に合わせ、適切に対応していきます。

6 保育施設整備計画

保育環境の向上を目指し、老朽化した施設の改修や改築を計画的に行います。

事業年度	園名	定員	内容
令和7年度	認定こども園 たちばなこども園	90人	改修
	認定こども園 風の子こども園	135人	改修
令和8～9年度	認定こども園 おとぎのくにこども園	90人	改築 (子育て支援センター・児童クラブ含む)
令和9年度	認定こども園 安野こども園	100人	改築 (子育て支援センター含む)
令和10～11年度	認定こども園 京ヶ瀬こども園	160人	改築 (子育て支援センター含む)

※補助金要件等、実施時の状況により事業年度や事業内容が変更する場合があります。

7 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者、妊娠している方に、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するため、平成30年度から市役所健康推進課に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。令和6年度から名称変更し、「こども家庭センター」となりました。

「こども家庭センター」では、保健師や栄養士が常駐し、保護者が安心して子育てできるようサポートを行います。相談や支援の窓口として、子育て支援の「要」を担います。

◆実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き「こども家庭センター」で支援を継続していきます。

(2) 妊婦等包括相談支援事業

妊産婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援に繋げ、伴走型支援を行います。こども家庭センターで妊娠届出1人に対して3回の面談を確保します。

◆量の見込み

（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	531	489	474	462	447
②確保の内容	531	489	474	462	447
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○ニーズに応じた支援が実施できるよう、体制を構築します。

(3) 産後ケア事業

退院直後等の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援として宿泊型・日帰り型・訪問型の産後ケアを実施します。

◆実績

(延べ日数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
①量の見込み(計画)	—	—	—	—	20
②確保の内容	—	—	—	—	50
②-①	—	—	—	—	30

◆量の見込み

(延べ日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	136	125	121	118	114
②確保の内容	136	125	121	118	114
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○ニーズに応じた支援が実施できるよう、体制を構築します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。本市では、現在、市内8か所で実施していますが、少子化の進行に伴い今後の拠点の在り方についての検討を進めることとします。

◆実績

(人/回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
量の見込み(計画)	20,220	19,920	19,620	19,320	19,032
実績	18,625	16,890	15,391	17,741	18,000
達成率	92.1%	84.8%	78.4%	91.8%	94.6%

◆量の見込み

(延べ人数/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18,091	17,374	16,820	16,396	15,940
②確保の内容	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
②-①	—	—	—	—	—

【確保方策】

○引き続き市内8か所で実施し、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

(5) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。母子健康手帳交付時に健診の受診票（1人14回）を交付し、使用方法を説明します。

◆実績

(人/回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	3,346	3,206	3,108	2,968	2,828
実績	2,550	2,620	2,126	2,278	2,210
達成率	76.2%	81.7%	68.4%	76.8%	78.1%

◆量の見込み

(人/回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,310	2,310	2,240	2,240	2,170
②確保の内容	2,310	2,310	2,240	2,240	2,170
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き保健師等が中心となり、妊娠期間中の適切な支援を図ります。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。本市では、乳児のいる家庭に保健師が1回訪問します。

◆実績

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	239	229	222	212	202
実績	215	135	187	192	175
達成率	90.0%	59.0%	84.2%	90.6%	86.6%

◆量の見込み

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	177	163	158	154	149
②確保の内容	177	163	158	154	149
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き保健師等が中心となり、全ての対象家庭を訪問します。

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。本市では、平成29年度より事業を開始しました。

◆実績

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
量の見込み(計画)	200	200	200	200	200
実績	140	142	162	149	160
達成率	70.0%	71.0%	81.0%	74.5%	80.0%

◆量の見込み

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	170	170	170	170
②確保の内容	170	170	170	170	170
②ー①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き、保健師が中心となり、支援に取り組んでいきます。

(8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

本市では、地域型保育事業等への参入者を確保しつつ、実施に向けて取り組んでいきます。

(9) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施します。

本市では、訪問事業への参入者を確保しつつ、実施に向けて取り組んでいきます。

(10) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供など、児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

本市では、地域型保育事業等への参入者を確保しつつ、実施に向けて取り組んでいきます。

(11) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

本市では、地域型保育事業等への参入者を確保しつつ、実施に向けて取り組んでいきます。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

本市では、あがの子育て支援センターにここを事務局として相互援助活動を行っています。

◆実績

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	70	68	66	65	63
実績	3	117	0	0	0
達成率	4.3%	172.1%	0%	0%	0%

◆量の見込み

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	24	36	48	50
②確保の内容	24	36	48	60	60
②－①	12	12	12	12	10

【確保方策】

○引き続き実施し、潜在的なニーズに応じた供給量の確保のため、提供会員の拡大に取り組めます。

(13) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所・認定こども園、あがの子育て支援センターにここにて一時的に預かり、必要な保育を行います。

本市では、幼稚園2園、認定こども園14園とあがの子育て支援センターにここにて実施しています。

①主に在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

◆実績

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	9,885	9,885	9,885	9,885	9,885
実績	18,223	17,710	10,835	11,463	11,500
達成率	184.4%	179.2%	109.6%	116.0%	116.3%

◆量の見込み

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,600	9,600	8,400	8,400	8,400
②確保の内容	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000
②-①	400	400	600	600	600

②在園児以外の一時預かり（一般型）

◆実績

(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	530	500	470	440	410
実績	149	207	119	278	250
達成率	28.1%	41.4%	25.3%	63.2%	61.0%

◆量の見込み

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	380	380	350	350	325
②確保の内容	380	380	350	350	325
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続きすべての保育所・認定こども園、あがの子育て支援センターにここにて実施し、供給量を確保していきます。

(14) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施します。

◆実績

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
量の見込み(計画)	418	401	400	379	363
実績	265	267	211	195	200
達成率	63.4%	66.6%	52.8%	51.5%	55.1%

◆量の見込み

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	391	377	365	354	342
②確保の内容	400	400	380	380	360
②-①	9	23	15	26	18

【確保方策】

○引き続きすべての保育所・認定こども園で実施し、供給量を確保していきます。

(15) こども誰でも通園制度

現行の教育・保育給付認定を受けていない乳幼児(0歳6か月から満3歳まで)を、就労要件を問わず、認定こども園や保育所等で月一定時間保育を実施します。

本市では、令和8年度から実施予定です。

◆量の見込み

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	336	288	288	288
②確保の内容	-	720	720	720	720
②-①	-	384	432	432	432

【確保方策】

○あがの子育て支援センターにこにこや保育所・認定こども園で実施し、供給量を確保していきます。

(16) 病児保育事業

こどもが病気又は病気の回復期で、集団保育が困難な期間において、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師と保育士が一時的に保育等を実施します。

本市では、平成 26 年 10 月から、一日につき 6 人の定員で、月曜日から金曜日の週 5 日、病児保育室おひさまを開設しています。また、病児保育は病後児保育を内包しているため、病児・病後児の保育が可能です。

◆実績

(人日)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度（見込み）
量の見込み（計画）	848	815	811	771	737
実績	87	236	220	290	266
達成率	10.3%	29.0%	27.1%	37.6%	36.1%

◆量の見込み

(人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	565	545	527	511	494
②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②－①	875	895	913	929	946

【確保方策】

○引き続き病児保育室おひさまで実施し、供給量を確保していきます。

(17) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

本市では、市内 11 か所にて放課後児童クラブを開設しています。

◆実績

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
量の見込み（計画）	434	469	469	469	469
実績	470	442	465	498	517
達成率	108.3%	94.2%	99.1%	106.2%	110.2%
確保の内容（計画）	484	519	519	519	519
供給量	476	511	511	511	511
達成率	98.3%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%

◆量の見込み

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	538	528	513	491	467
低学年	461	453	439	421	400
高学年	77	75	74	70	67
②確保の内容	551	551	551	551	551
②－①	13	23	38	60	84

【確保方策】

○引き続き市内 11 か所で実施し、供給量を確保していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、今後の状況を勘案し、検討を行っていきます。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

なお現状では、本市における参入希望者はいません。

8 放課後児童の居場所の充実について

平成 30 年に国が策定・公表した「新・放課後子ども総合プラン」は、令和 5 年度で終了となりました。

しかしながら、以前としてこどもが放課後において安全安心に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所は必要と考えられています。

そのため、本市としては将来的な放課後子ども教室の事業実施に向けて、福祉・保健部局や教育委員会との具体的な連携を図りつつ、市民の具体的なニーズを把握し計画的に整備していくことを目標とします。

同じく現在実施している学習支援事業に関しても、事業内容を精査しながら放課後児童の居場所の一環としてさらなる充実化を図っていきます。

(1) 放課後子ども教室の事業推進について

放課後子ども教室の利用希望について、前回の調査時においては就学前児童のニーズ調査が 5.5%、就学児童のニーズ調査では、小学校低学年において 9.2%、高学年においては 9.5% でしたが、令和 6 年 3 月に実施した調査結果は、就学前児童のニーズ調査が 2.7% (▲2.8%) であり、就学児童においては、小学校低学年が 1.7% (▲7.5%)、高学年が 0.9% (▲8.6%) という結果となっており、利用希望は大きく低下している状況となっています。

上記の状況から、こどもの居場所としての放課後子ども教室は、多様な活動や体験を行う学びの場としての有効性が高いことから、小学校の余裕教室や体育館などの設置場所の確保を検討しつつも、利用ニーズや事業量を精査し設置への必要性についても検証していきます。

(2) 放課後における学習支援事業について

現在、市内 4 か所で小学 5 年生と 6 年生を対象とした放課後スクールおよび中学生を対象とした温故塾を開設しており、放課後における宿題や予習、復習などの自主学習を支援しています。開設場所は、本市の公共施設である公民館や図書館を利用しております。

利用状況については、継続した利用者の確保が困難であり、多くの児童生徒が利用している現状ではありません。しかしながら利用者アンケートの結果においては、会場参集型の自主学習形式を好んで参加している利用者は確実に存在し、事業の必要性と有効性は確認できます。

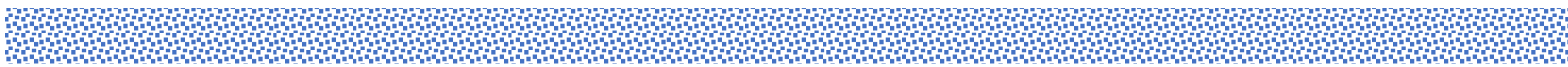
今後は、放課後の居場所である学習支援事業として位置付けを明確にしつつ、対象者や実施時間、そして実施会場などの精査を含めて、学校や関係部署と情報共有を行いながら、事業の方向性について検証を実施していきます。

(3) こどもの居場所づくりについて

すべてのこども・若者が年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支え、「居場所づくり」を推進します。

居場所を新たに作るだけでなく、すでに居場所的役割を果たしている児童館等の地域にある多様な施設を活用することも視野に入れ、こども・若者の声を聴きながら、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組んでいきます。

第 3 章 こども・若者育成支援計画



第3章 こども・若者育成支援計画

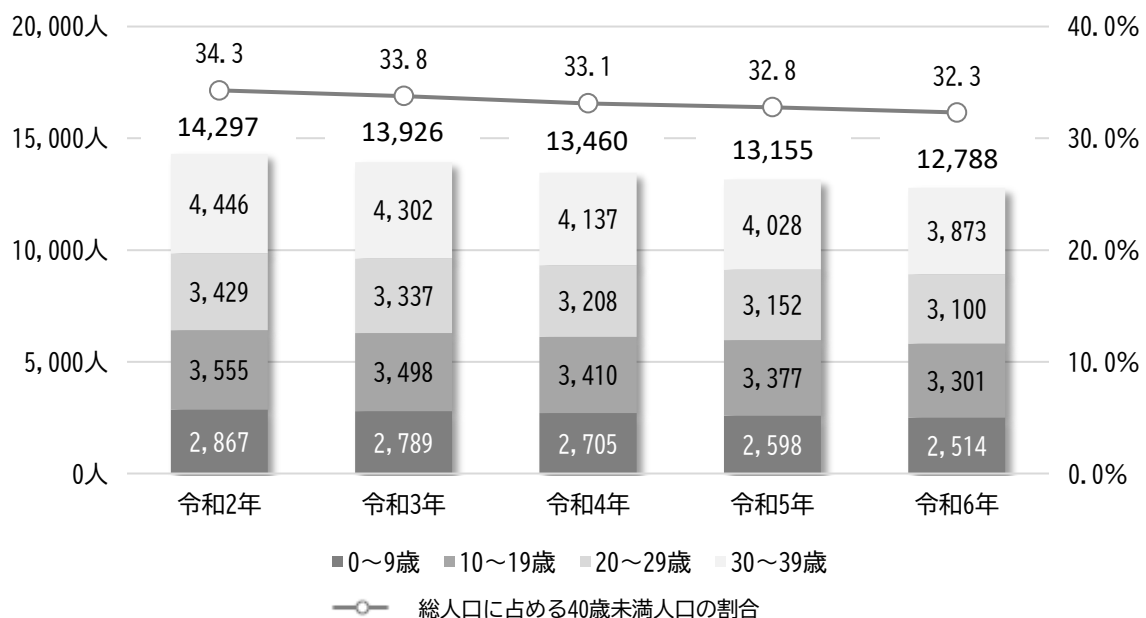
1 阿賀野市のこども・若者を取り巻く状況

(1) 40歳未満人口の推移

令和2年以降、本市の40歳未満人口は減少しており、令和6年では12,788人となっています。年齢階層別にみると、「0～9歳」「10～19歳」「20～29歳」「30～39歳」のすべての年齢層において減少しています。

また、総人口に占める40歳未満人口の割合も減少しており、令和6年では32.3%となっています。

40歳未満人口の年齢階層別人口の推移



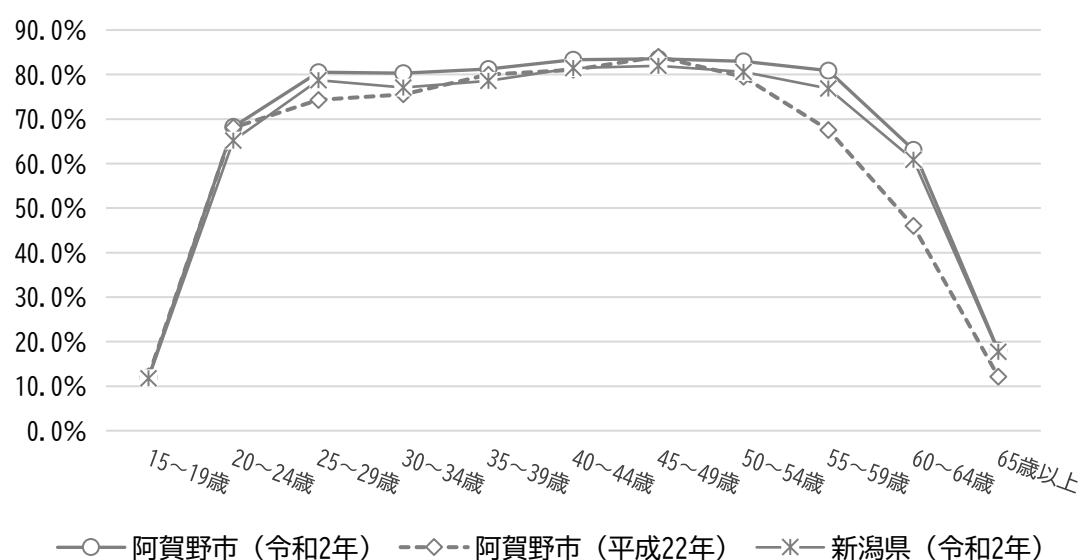
資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 女性の年齢別就業者数

令和2年の阿賀野市の女性の年齢別就業率は、平成22年と比較すると、15～19歳と45～49歳を除く全ての年齢区分で上回っています。

また新潟県（令和2年）と比較すると、全ての年齢区分で上回っています。

女性の年齢別就業率の状況

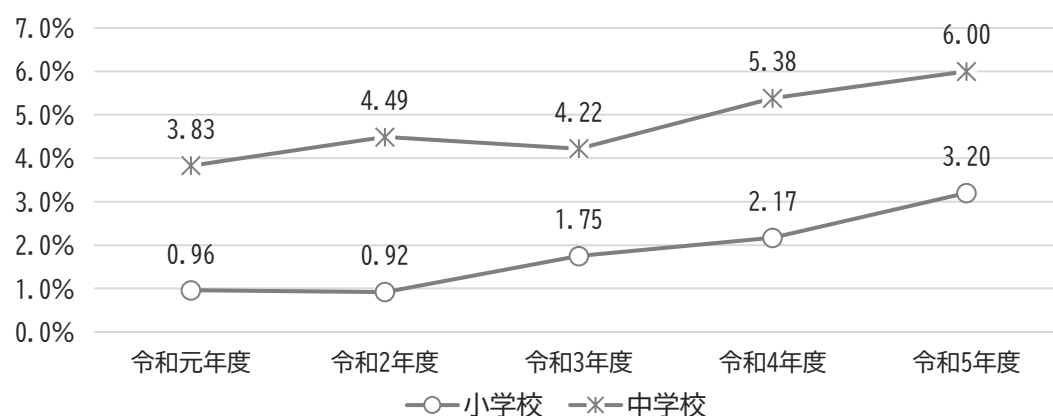


資料：国勢調査

(3) 不登校率の推移

本市の小学校、中学校における令和元年度以降の不登校率の推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。令和5年度の小学校の不登校率は3.20%、中学校は6.00%と、直近5年間で最も高くなっています。

小学校、中学校の不登校率の推移

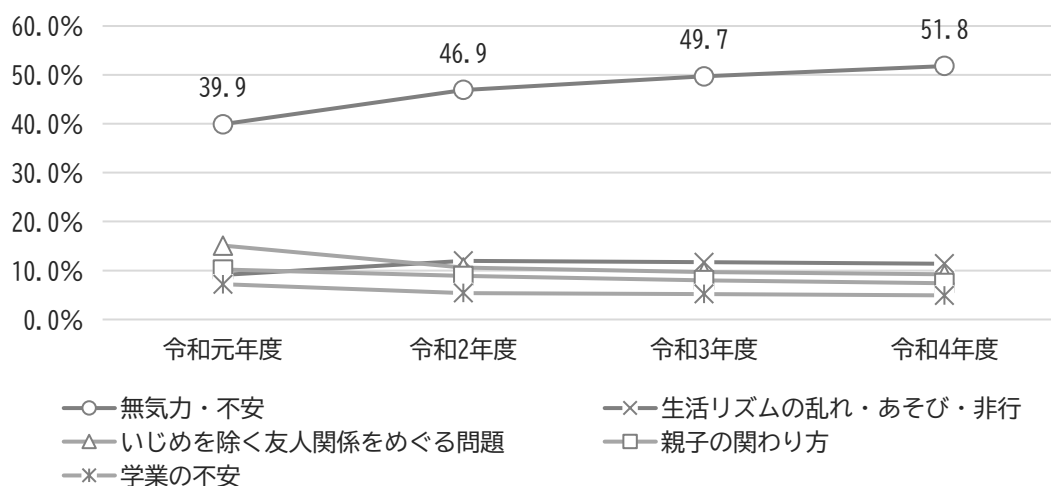


資料：学校教育課

(4) 不登校の要因

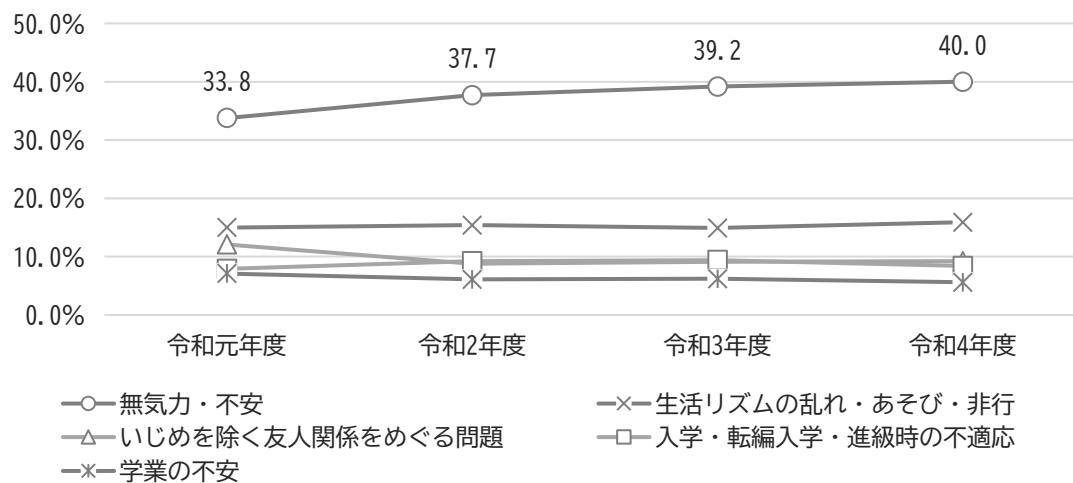
厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において小学校、中学校における不登校の要因をみると、小学校、中学校ともに「無気力・不安」の割合が最も高く、令和元年度以降、上昇しています。

不登校の要因（小学校）



出所：厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

不登校の要因（中学校）

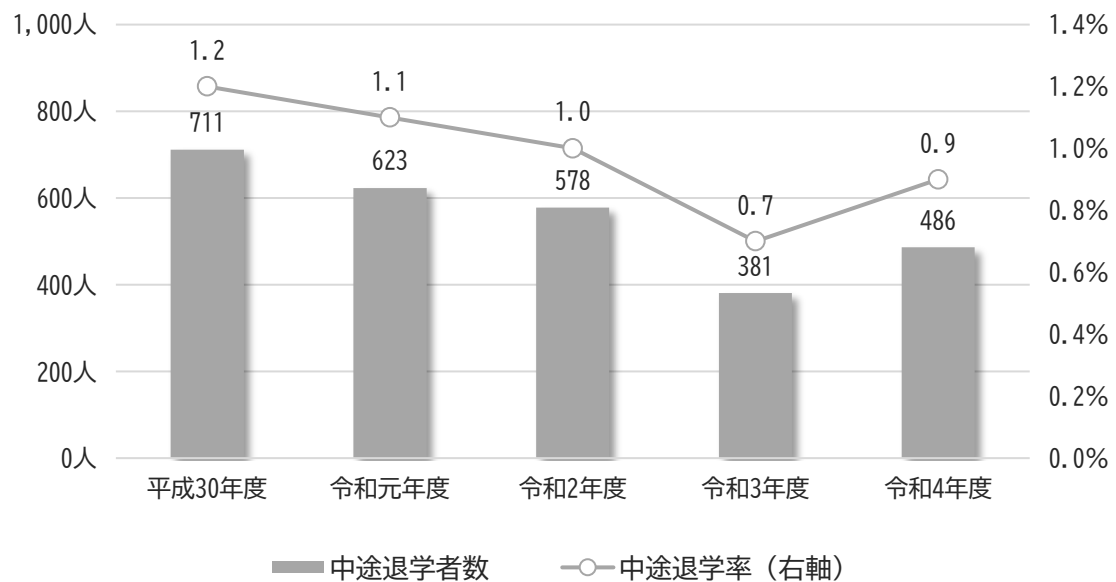


出所：厚生労働省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（５）新潟県の高等学校中途退学者数の推移

新潟県内の高等学校中途退学者数の推移をみると、令和３年度まで減少していましたが、令和４年度には増加に転じています。

新潟県の高等学校中途退学者数の推移



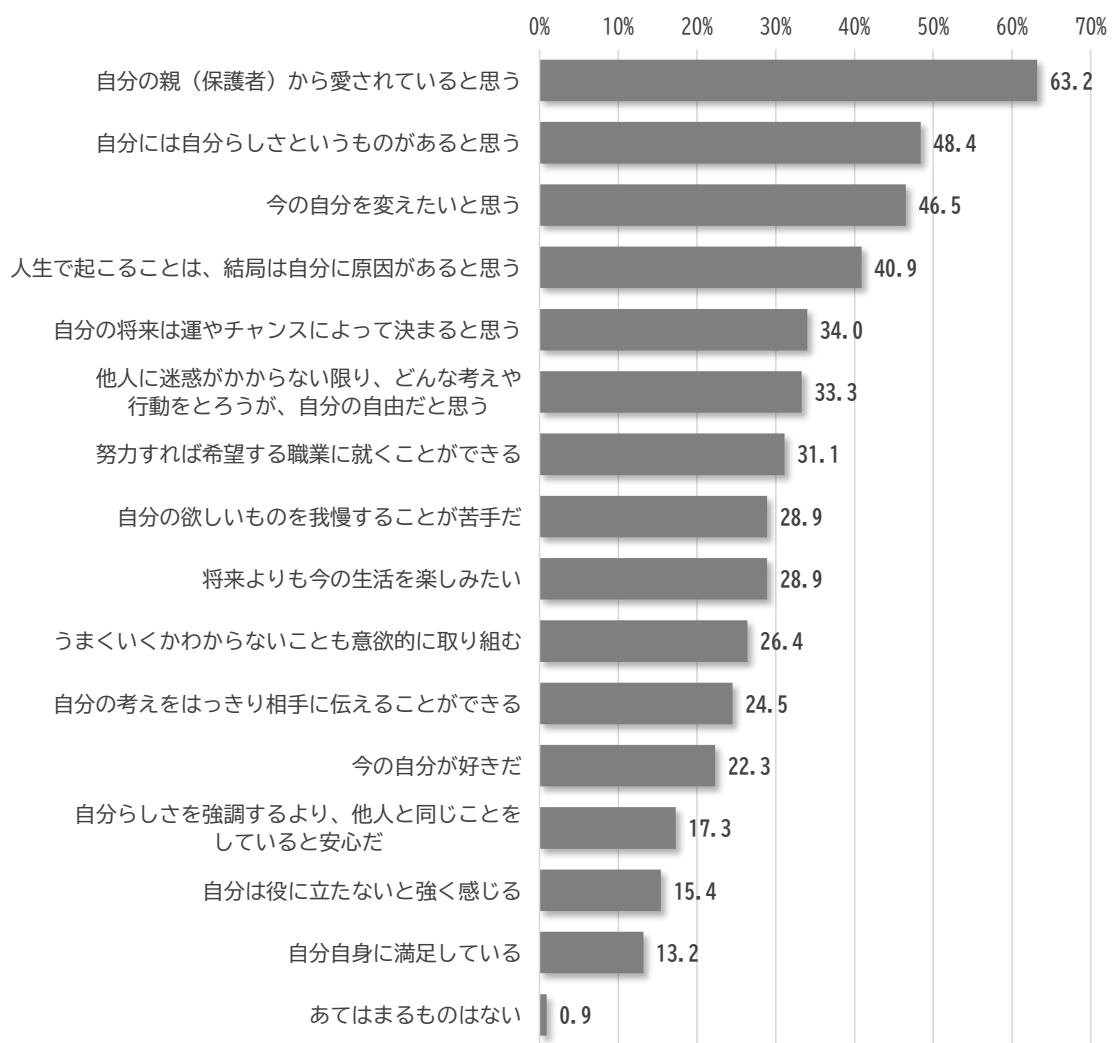
資料：新潟県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 アンケート調査結果の概要

① あなた自身について

あなた自身にあてはまるものについては、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」の割合が63.2%で最も高く、次いで「自分には自分らしさというものがあると思う」(48.4%)、「今の自分を変えたいと思う」(46.5%)、「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」(40.9%)などの順となっています。

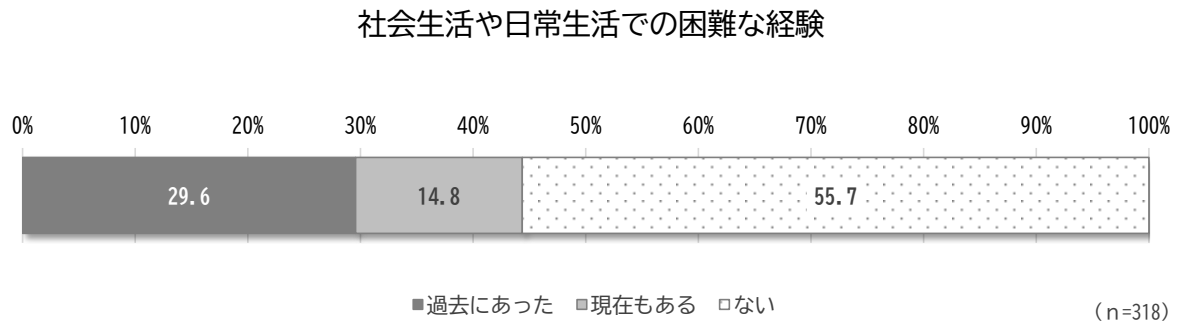
あなた自身にあてはまるもの【複数回答】



(n=318)

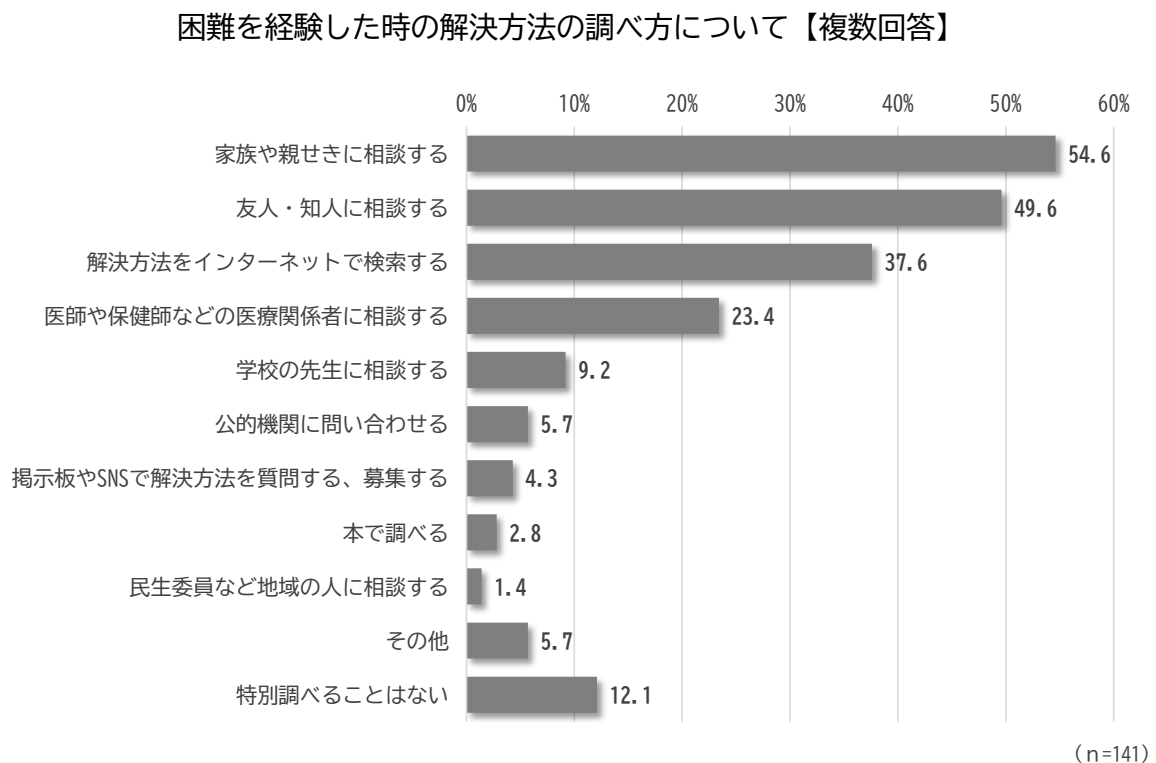
② 社会生活や日常生活での困難な経験について

社会生活や日常生活を円滑に送ることができないといった困難な経験については、「過去にあった」の割合が29.6%、「現在もある」が14.8%となっています。
 なお、「ない」の割合が55.7%で最も高くなっています。



③ 困難を経験した時の解決方法の調べ方について

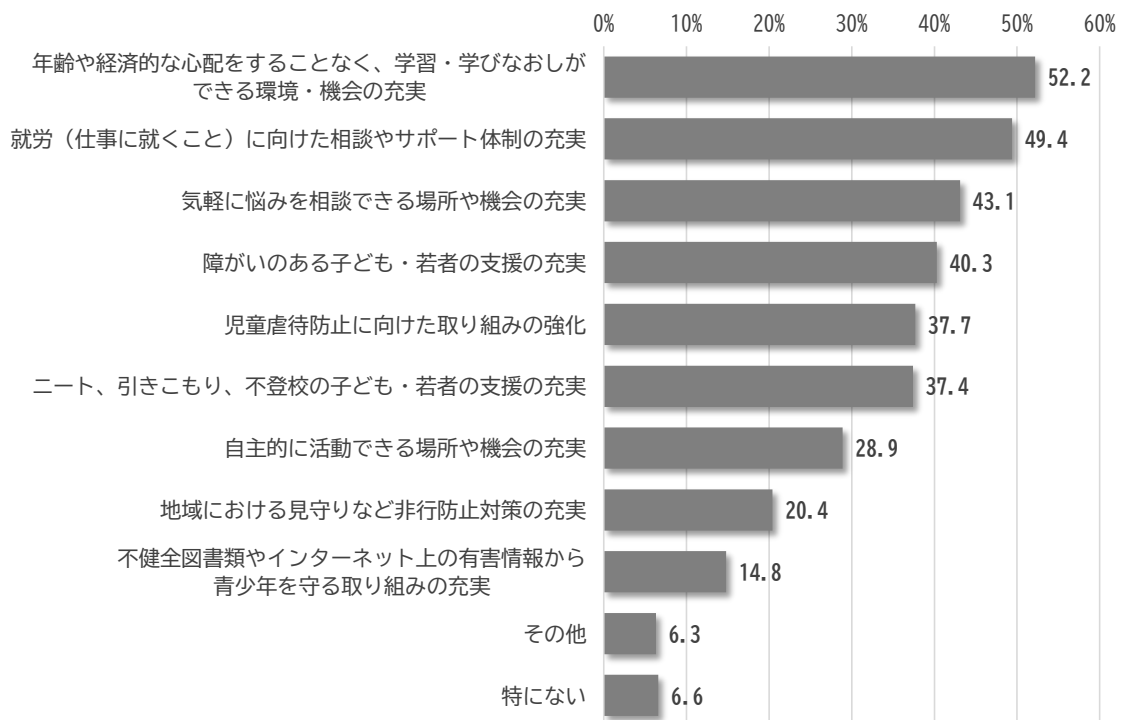
困難を経験した時、それを解決または改善する方法については、「家族や親せきに相談する」の割合が54.6%で最も高く、次いで「友人・知人に相談する」(49.6%)、「解決方法をインターネットで検索する」(37.6%)などの順となっています。



④ こどもや若者支援の施策において取り組むべきこと

こどもや若者支援の施策において取り組むべきことについては、「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学びなおしができる環境・機会の充実」の割合が52.2%で最も高く、次いで「就労（仕事に就くこと）に向けた相談やサポート体制の充実」（49.4%）、「気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実」（43.1%）、「障がいのある子ども・若者の支援の充実」（40.3%）などの順となっています。

こどもや若者支援の施策において取り組むべきこと【複数回答】

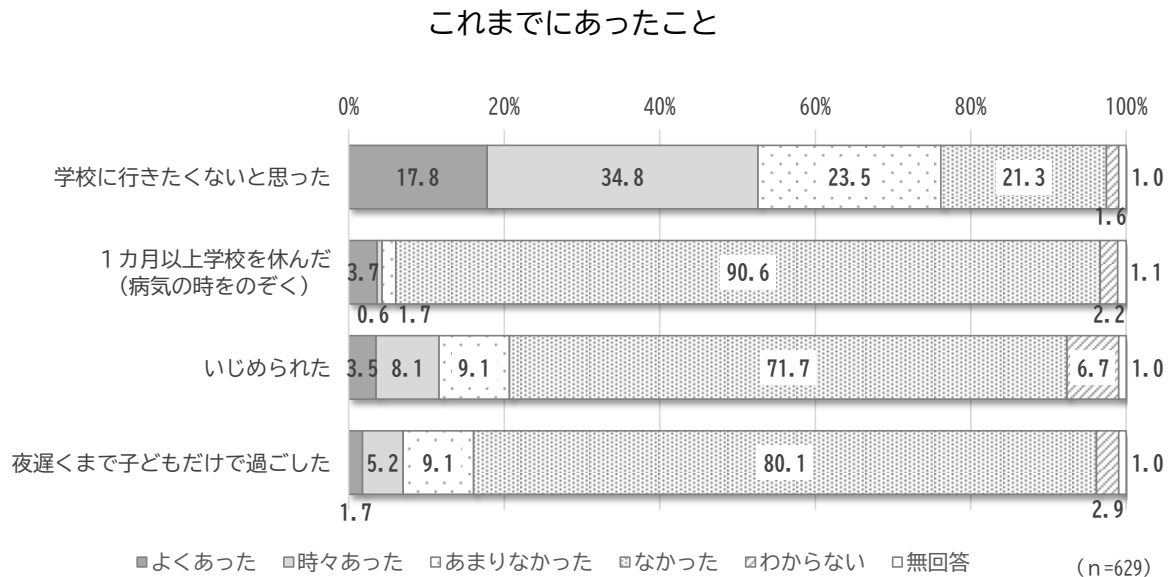


(n=318)

⑤ これまでにあったこと

「学校に行きたくないと思った」では、「よくあった」(17.8%)、「時々あった」(34.8%)の割合が高くなっています。

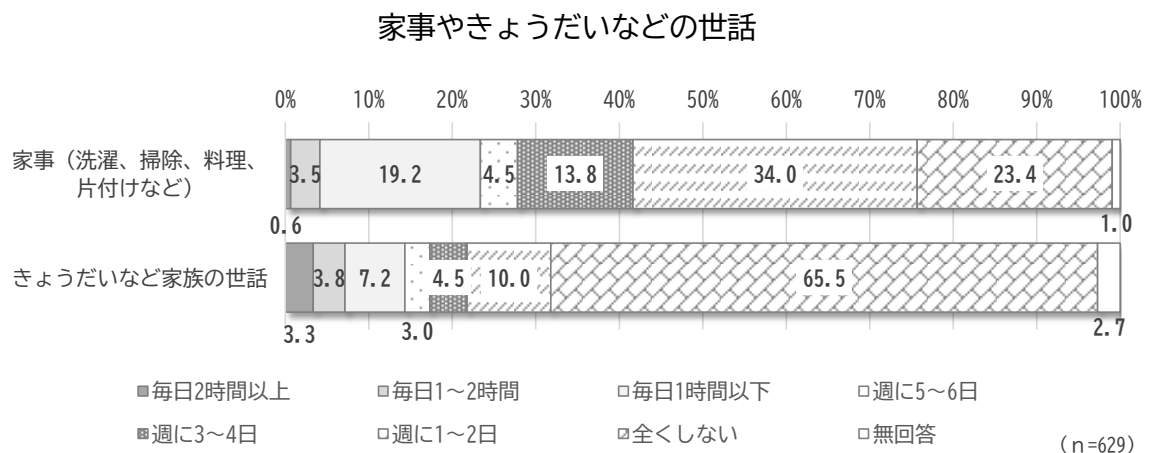
「1カ月以上学校を休んだ」「いじめられた」「夜遅くまで子どもだけで過ごした」では、いずれも「なかった」の割合が最も高くなっています。



⑥ 家事やきょうだいなどの世話

「家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)」では、「週に1～2日」の割合が34.0%で最も高く、次いで「毎日1時間以下」(19.2%)、「週に3～4日」(13.8%)と続いています。

「きょうだいなど家族の世話」では、「全くしない」の割合が65.5%で最も高く、次いで「週に1～2日」(10.0%)、「毎日1時間以下」(7.2%)と続いています。



3 基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり

基本施策（１） 自分らしく社会生活を送るための支援

こども・若者が、心の豊かさや人間性を養い、能力を発揮できるよう、こども・若者自身が主体的に学ぶ機会を充実させます。

事業名	事業概要と方向性	担当課
20 歳の健康プレゼント事業	はたちを祝う会を迎える方を対象に、生活アンケート・健康診査（血圧測定・血液検査）を実施し、若いうちから自らの健康を把握することにより、生活習慣病の予防意識を高めていきます。	健康推進課
中学生の生活習慣病予防事業	中学2年生を対象に生活アンケート調査・健康診査（血圧測定・血液検査）や事後指導・結果報告会などを実施して、正しい生活習慣の大切さを若いころから学ぶことにより、生活習慣病の予防意識を高めていきます。	健康推進課
性教育事業	命の大切さや性に関する正しい知識を学び、将来を見据えて適切に行動をとれるよう、希望があった市内小中学校を対象に性教育を実施します。	健康推進課
キャリア教育の推進	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。	学校教育課
未来設計サポート事業	中学生を対象に、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、これからの人生における就職や結婚、出産、子育て等の必要な知識や情報を総合的に学ぶことにより、自分の理想とする将来について前向きに考える機会を創出します。	企画財政課
男女共同参画プラン推進事業	男女がともに参画し、夢と幸せをはぐくむまちづくりを目指し、男女共同参画プランを推進します。 令和2年度に第4次阿賀野市男女共同参画プランを策定しました。	企画財政課
青少年育成センター事業	指導員による市内巡回指導を実施し、青少年の非行の早期発見と予防に努め、明るく豊かな青少年の育成を図ります。	生涯学習課
学習支援事業	小学5・6年生や中学生を対象として、放課後や休日に宿題や予習・復習などの自主学習を支援する「放課後スクール」や「温故塾」を開講します。	生涯学習課
放課後児童クラブ事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後児童支援員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。 多様なニーズに対応するため、受け入れ体制および施設の充実を図ります。	社会福祉課
児童館事業	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、こどもがいつでも気軽に利用できる施設として「京ヶ瀬児童館」を設置しています。	社会福祉課

事業名	事業概要と方向性	担当課
こども・若者の居場所づくり	すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支え、「居場所づくり」を推進します。	社会福祉課

基本施策（２） 困難を有するこども・若者やその家族への支援

こども・若者の立場に立った相談しやすい体制を整備します。また、不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

事業名	事業概要と方向性	担当課
こころの健康相談事業	保健師がこころの相談の対応を行います。継続的にこころの健康相談日を設け、相談しやすい体制を整えていきます。	健康推進課
ひきこもり相談事業	ひきこもり当事者やその家族等の相談を随時行います。相談内容にあわせ、必要時関係機関と連携し、支援を行います。	健康推進課
児童家庭相談事業	18歳未満の児童が心身ともに健やかに育ち、安全で安心した生活を送ることができるよう関係機関と連携をとりながら、児童虐待の発生予防と児童及び家庭への適切な支援、相談への対応を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	健康推進課
教育指導主事の配置	小・中学校の学習指導及び生徒指導の充実を図るため、教育指導主事を配置し、授業改善やいじめ・不登校等について助言・指導を行います。 児童の就学や学校生活における不安等を払拭し、健やかな学校生活を送ることができるよう努めます。	学校教育課
教育相談事業	市教育センターに相談員を配置し、相談を行います。	学校教育課
不登校対策事業	児童生徒の多様なニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 不登校児童生徒が安心して通える居場所として学校外に「教育支援センター」を、学校内に「校内教育支援センター」を設置します。	学校教育課

基本施策（３） ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、こども自身が自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながらない場合があります。また保護者も、本来守られるべきこども自身の権利が侵害されている可能性があることを認識していない場合もあり、ヤングケアラーについての認知度の向上のため、広く周知・啓発を行います。

事業名	事業概要と方向性	担当課
ヤングケアラー 啓発事業	関係者や市民に向けて研修会などの実施など啓発を行い、ヤングケアラーについての理解を深めます。	健康推進課
ヤングケアラー 相談事業	学校など関係機関からヤングケアラーの疑いのあるこどもについて相談があった場合、関係機関でケース会議等行い、支援します。	健康推進課
ヤングケアラーに 関する実態調査	小学校４年生から中学校３年生までの児童生徒を対象にヤングケアラーの早期発見や実態を把握するための調査を実施します。家族のケアで悩んでいる児童生徒を関係機関につなげます。	学校教育課

4 こども・若者の社会参画・意見反映

こども施策は、「こども・若者が権利の主体であること」「こどもや若者等の意見を聴きながらこども施策をともに進めていくこと」を基本的方針としており、その推進のためには、こども・若者ととともに社会をつくるという認識のもと、意見表明の機会づくりや意見形成支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進める必要があります。

◆第1期阿賀野市こども計画策定にかかる意見聴取

(1) アンケート調査

- ・こども・若者の意識調査

回答期間：令和6年5月7日から令和6年5月21日まで

- ・子どもの生活実態調査

回答期間：令和5年12月6日から令和5年12月23日まで

(2) ワークショップ

- ・みんなで考えよう！「こんなまちになるといいな 阿賀野市」

実施期日：令和6年12月9日

参加者：安田地区小学生児童 16人

◆今後の取組

本市では、こども・若者の社会参画・意見反映の仕組み作りに積極的に取り組み、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指したこども施策の展開を図ります。

第4章 こどもの貧困対策

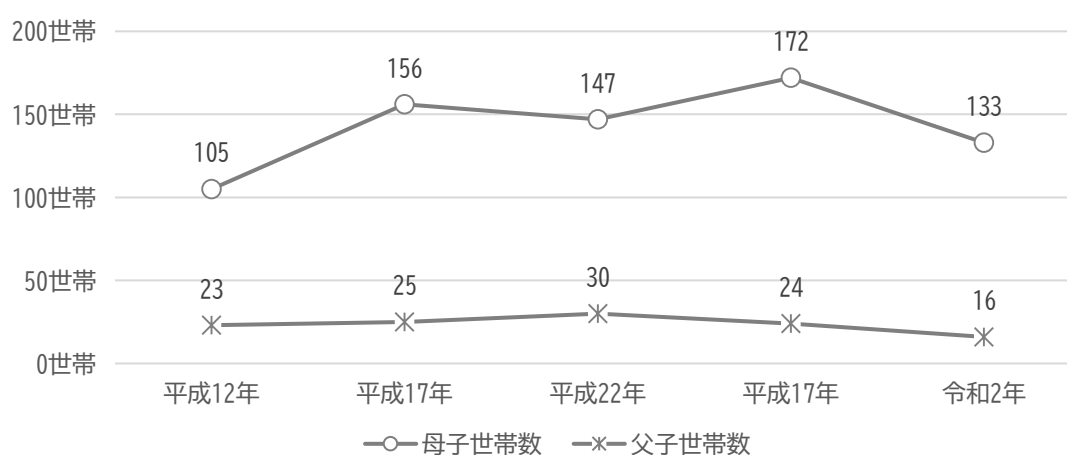
第4章 こどもの貧困対策

1 阿賀野市のこどもの貧困に関する状況

(1) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年以降、「父子世帯」は緩やかな減少傾向にあります。一方、「母子世帯」は増加傾向で推移しています。なお、令和2年の母子世帯数は133世帯、父子世帯数は16世帯となっています。

ひとり親家庭世帯の推移

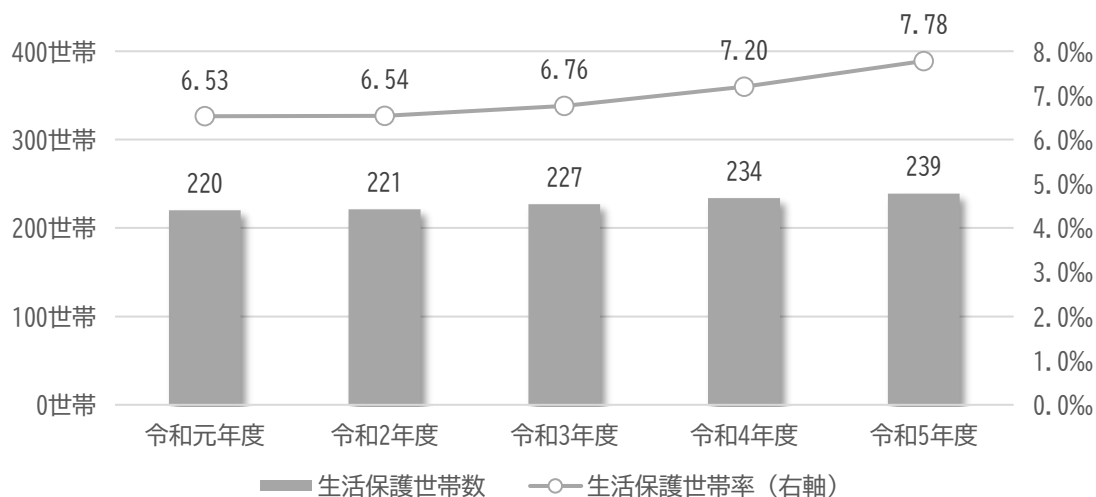


資料：総務省「国勢調査」

(2) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数の推移をみると、令和元年度以降、増加傾向にあります。なお、令和5年度的生活保護世帯数は238世帯、生活保護世帯率は7.78%（パーミル）となっています。

生活保護世帯数の推移



資料：社会福祉課

(3) 児童扶養手当受給世帯数の推移

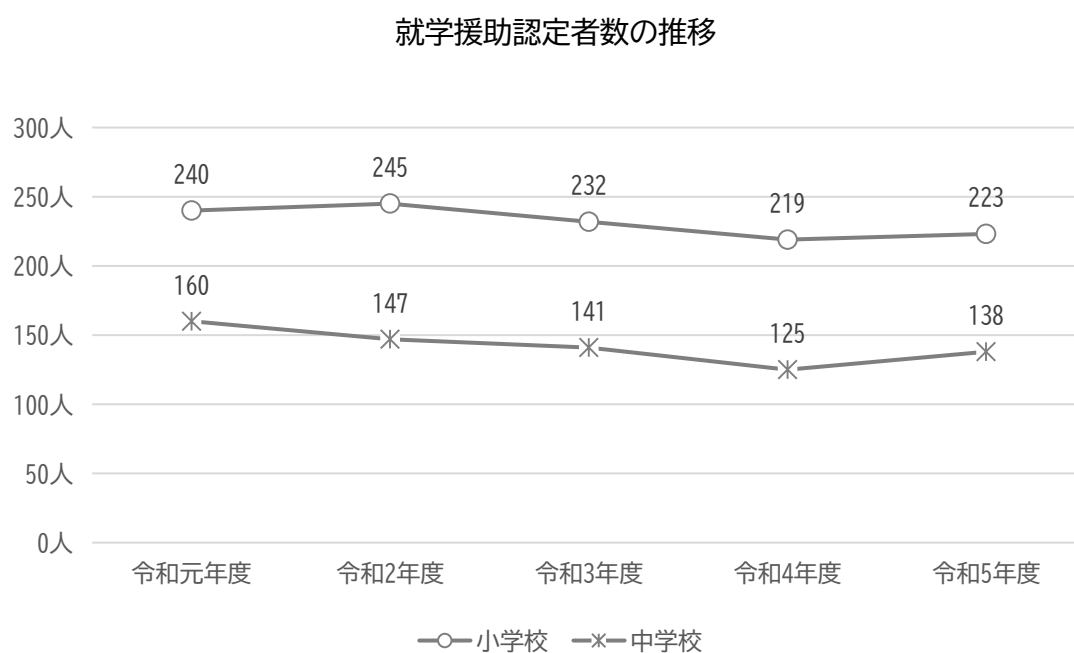
児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、令和元年度以降、減少傾向にあります。なお、令和5年度の児童扶養手当受給世帯数は205世帯となっています。



資料：社会福祉課

(4) 就学援助認定者数の推移

就学援助認定者数の推移をみると、令和元年度以降、「小学校」、「中学校」とともに減少傾向にあります。なお、令和5年度の就学援助認定者数は、小学校で223人、中学校で138人となっています。



資料：学校教育課

2 アンケート調査結果の概要

本市に住むこどもの生活状況や困難を広く把握し、必要な支援の充実や改善につなげることを目的とし、こどもの生活実態調査を実施しました。

(1) 調査結果の概要（再掲）

調査期間	令和5年12月6日から令和5年12月22日まで
調査対象	市内在住の小5、中2、16・17歳の保護者
調査数	970件
調査方法	小学5年生・中学2年生の保護者は、学校等を通して配付・回収、 16・17歳の保護者は郵送により配付・回収
回答数	681件（回答率70.2%）

(2) 経済状況における区分の考え方

①分析対象

令和5年度「阿賀野市 こどもの生活実態調査」で回収した調査票（681枚）のうち、世帯員数及び世帯年収が判明している調査票（610枚）

②子どもの貧困（相対的貧困）の該当数

67枚（11.0%）

「こどもの貧困（相対的貧困）」は、地域や社会において「普通」とされている生活ができない状態のことであり、国の基準を参考に、下表のとおり判定しました。

こどもの貧困に該当する世帯の判定基準とその該当数

世帯員数	世帯貧困線※	世帯年収	該当数
1	127万円	150万円未満	0
2	180万円	200万円未満	5
3	220万円	250万円未満	7
4	254万円	〃	17
5	284万円	300万円未満	15
6	311万円	〃	7
7	336万円	350万円未満	11
8	359万円	〃	3
9	381万円	400万円未満	2
10	420万円	〃	0
計			67

◆厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」（貧困線127万円）より算出。

〔算式〕世帯貧困線＝貧困線127万円× $\sqrt{\text{（世帯員数）}}$

※こどもの貧困（相対的貧困）に該当しない場合を「一般」、該当する場合を「貧困」と表現しました。

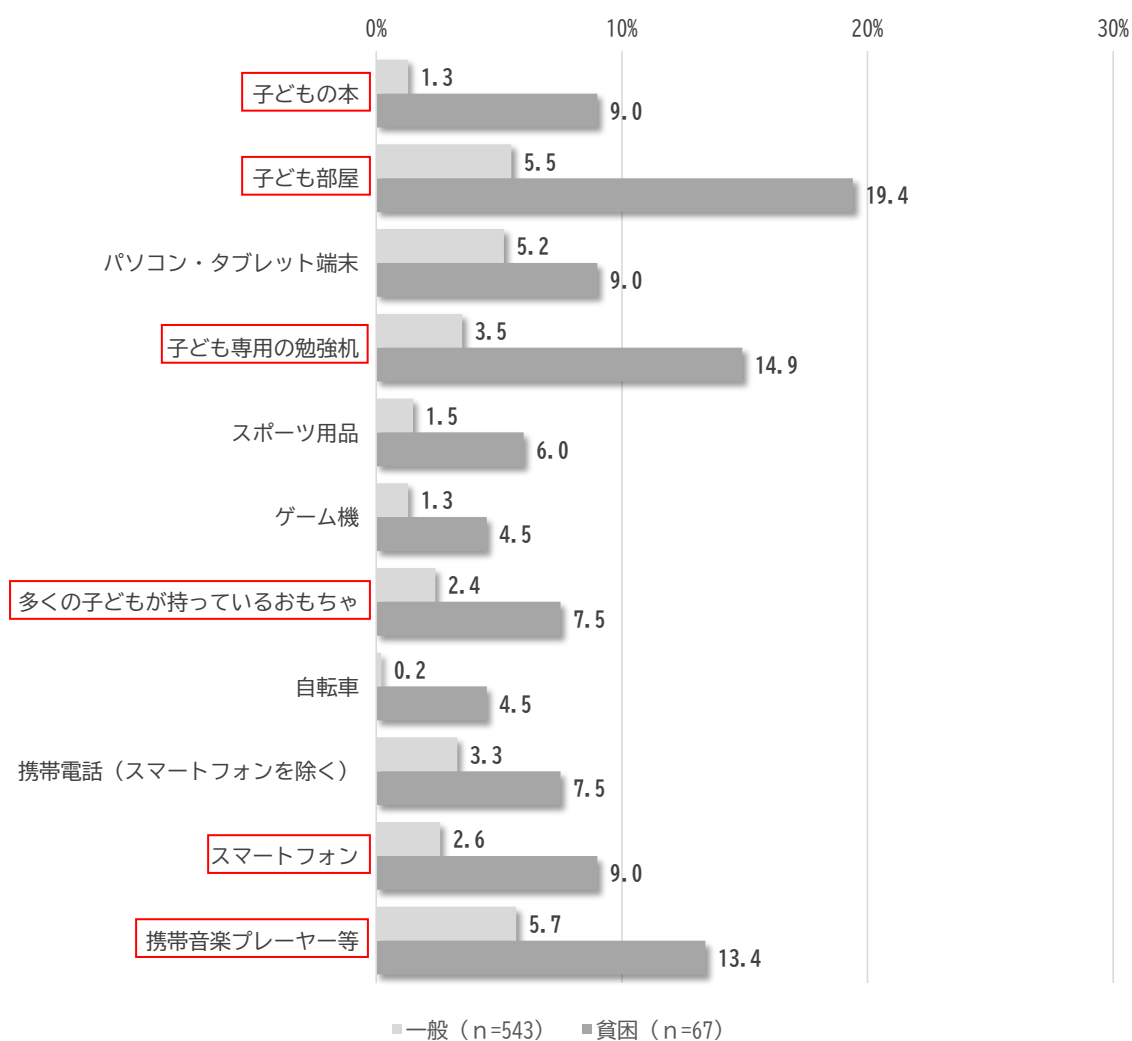
①こどもの生活環境

ア こどもの所持品

「経済的に持てない」と回答した所持品の割合を比べてみると、貧困では「子どもの本」、「子ども部屋」、「子ども専用の勉強机」、「多くの子どもが持っているおもちゃ」、「スマートフォン」、「携帯音楽プレーヤー等」の割合が一般と比べて高くなっています。

貧困の場合では、こどもの学習環境、電子機器などを経済的に持てない傾向がみられました。

「経済的に持てない」と回答した所持品の割合



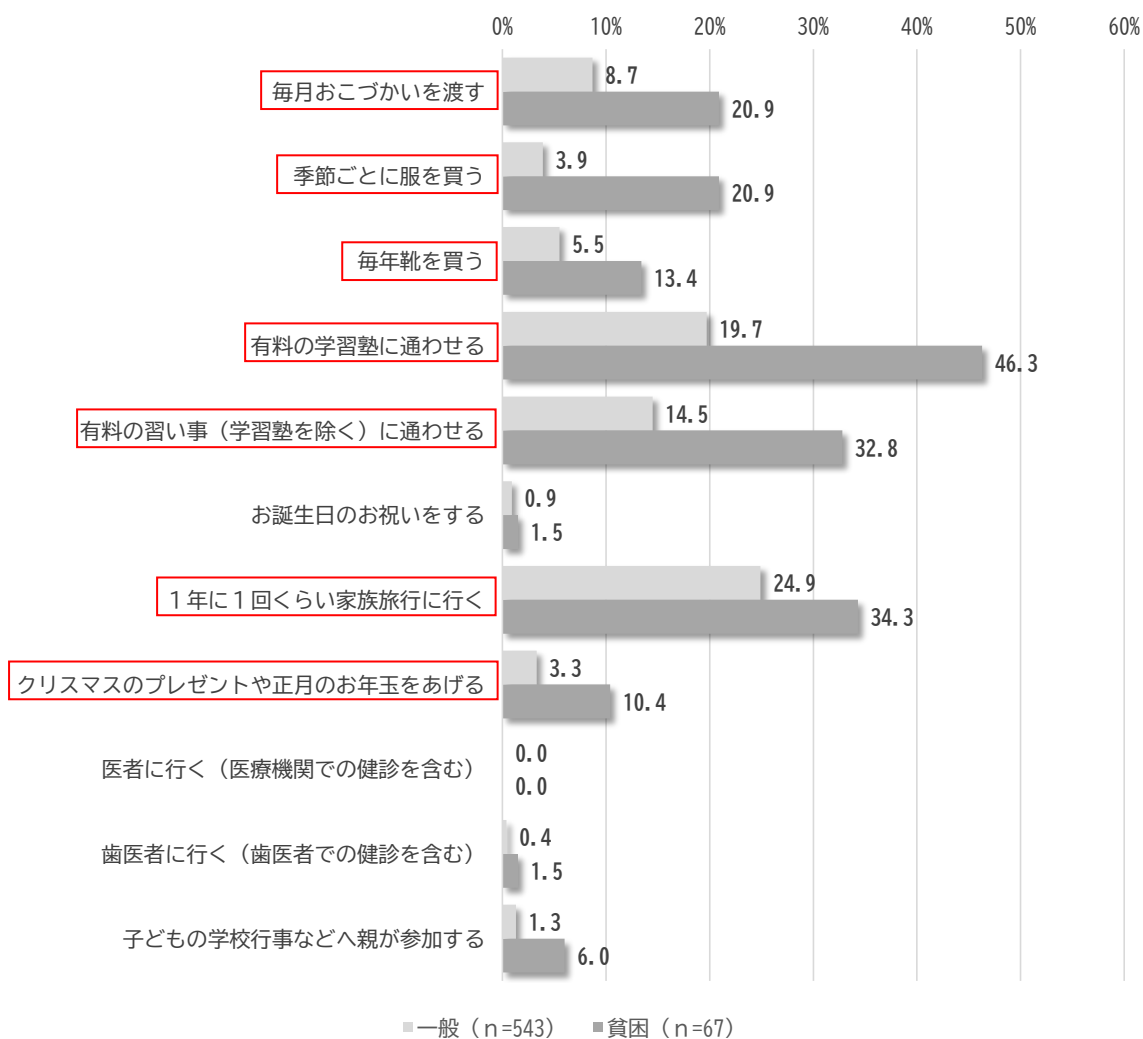
※図表中の選択肢のうち、「一般」と「貧困」の回答割合の差が5%以上あるものを赤枠で囲んでいます（無回答を除く）。

イ こどもへの支出等

「経済的に持てない」と回答したこどもへの支出等の割合を比べてみると、貧困では「毎月おこづかいを渡す」、「季節ごとに服を買う」、「毎年靴を買う」、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事（学習塾を除く）に通わせる」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」の割合が一般と比べて高くなっています。

貧困の場合は、家庭や学校外での学習、体験の機会に支出できない傾向があると考えられます。

「経済的に持てない」と回答した支出等の割合

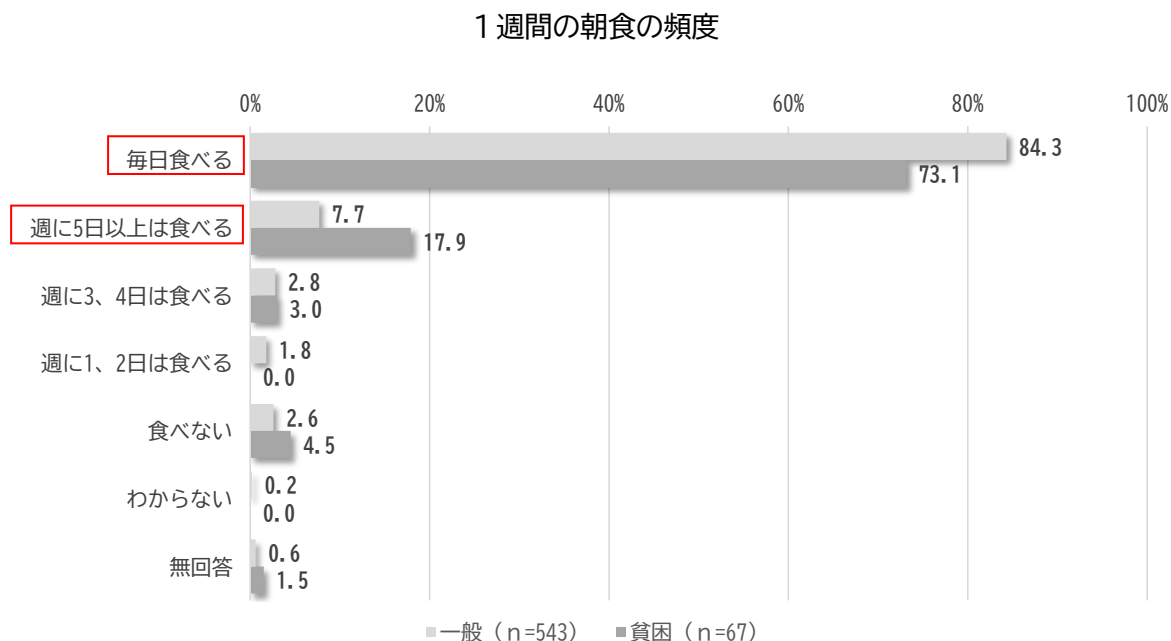


②こどもの食と健康

ア 朝食の頻度

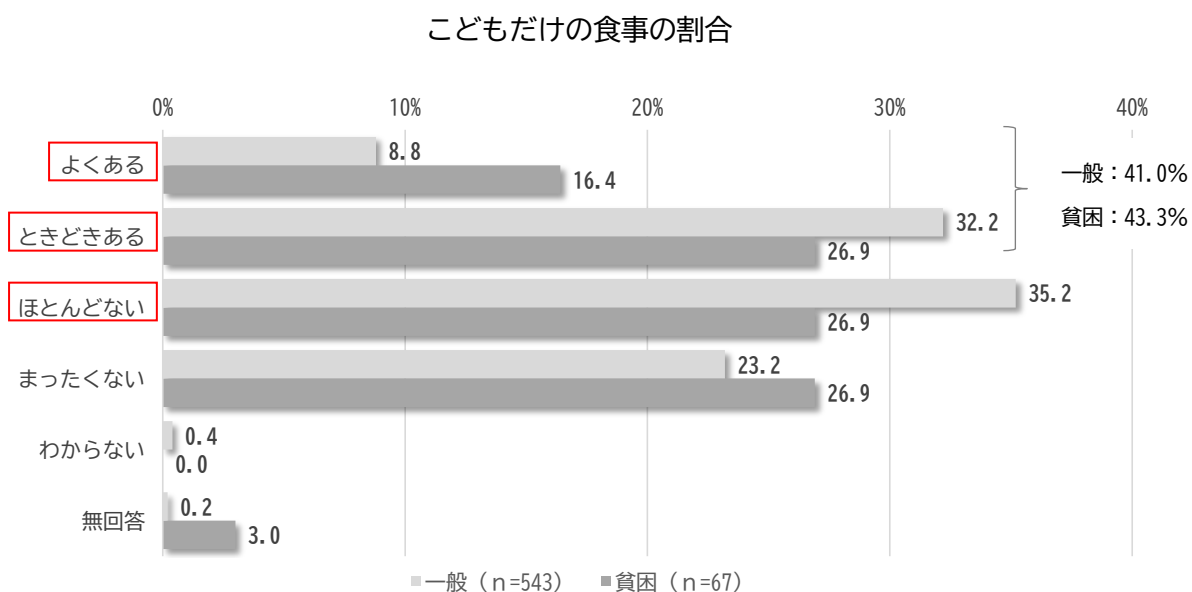
朝食の頻度について、貧困の場合は一般と比べて「毎日食べる」の割合が低い一方、「週に5日以上」、「食べない」の割合が高くなっています。

貧困の場合は、朝ご飯を食べる頻度が少ない傾向がみられました。



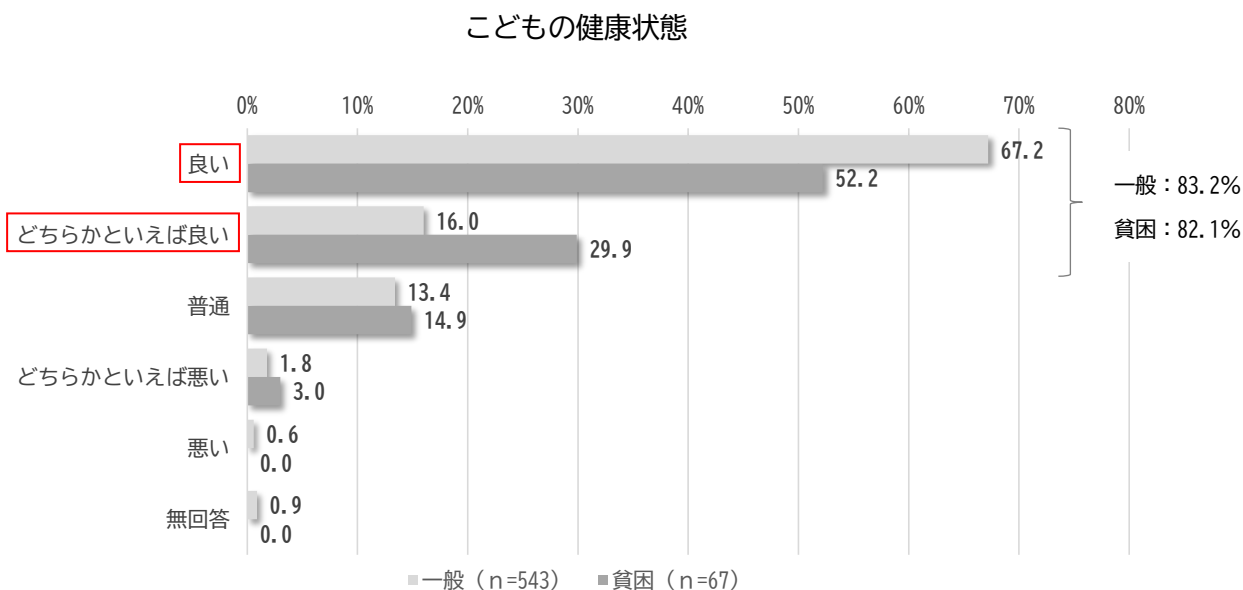
イ こどもだけの食事

「よくある」、「ときどきある」と回答した割合を合わせると、一般の割合は41.0%、貧困の割合は43.3%となり、一般と貧困では、大きな差はみられませんでした。



ウ こどもの健康状態

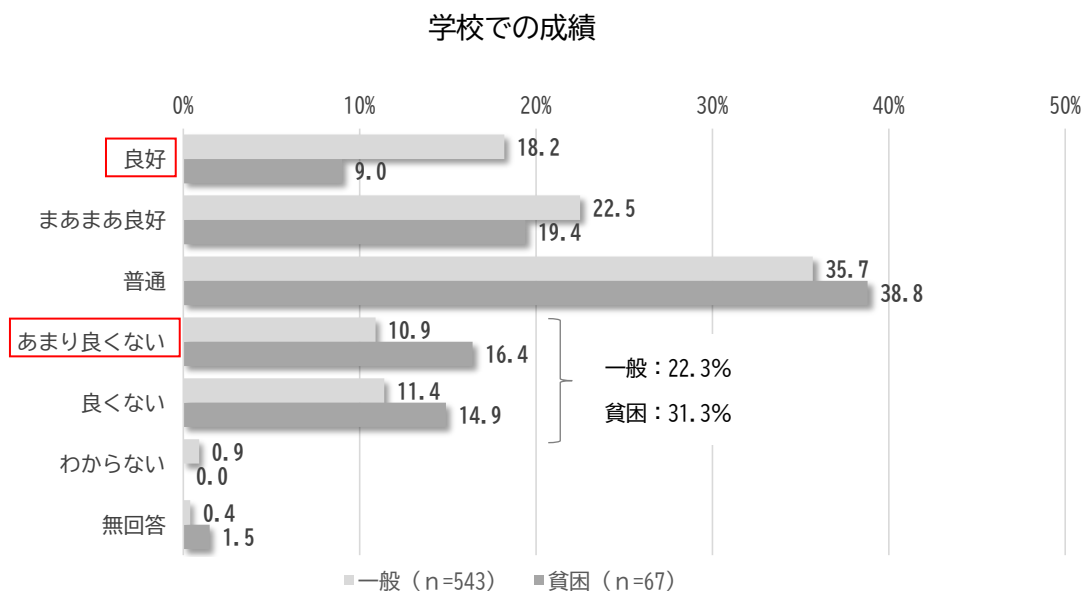
「良い」、「どちらかといえば良い」と回答した割合を合わせると、一般の割合は83.2%、貧困の割合は82.1%となり、一般と貧困では、大きな差はみられませんでした。



③ こどもの学び

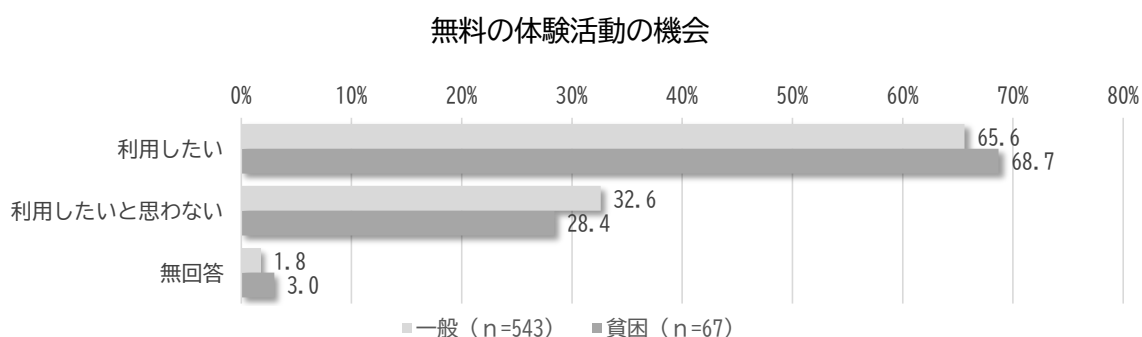
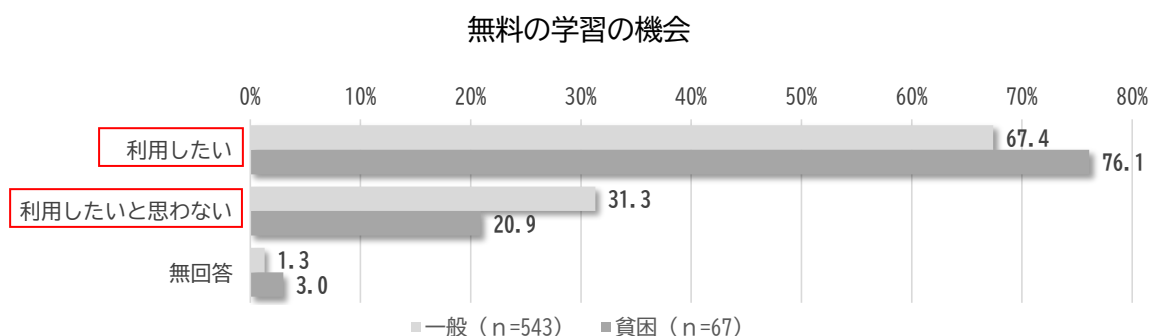
ア 学校での成績

「あまり良くない」、「良くない」と回答した割合を合わせると、一般の割合は22.3%、貧困の割合31.3%となり、貧困では、成績が良くない傾向がみられました。



イ 無料の学習機会・体験活動の利用

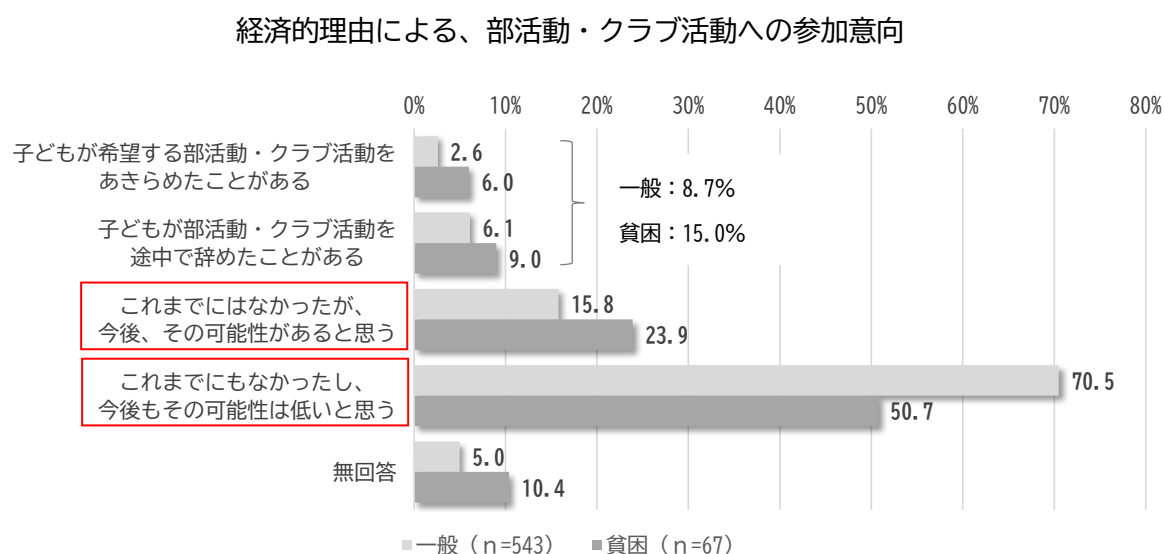
「利用したい」と回答した割合は一般、貧困ともに約7割と高く、一般と貧困の差はみられませんでした。



ウ 部活動・クラブ活動

経済的理由により、「あきらめたことがある」、「途中で辞めたことがある」と回答した割合を合わせると、一般の割合は8.7%、貧困の割合は15.0%でした。

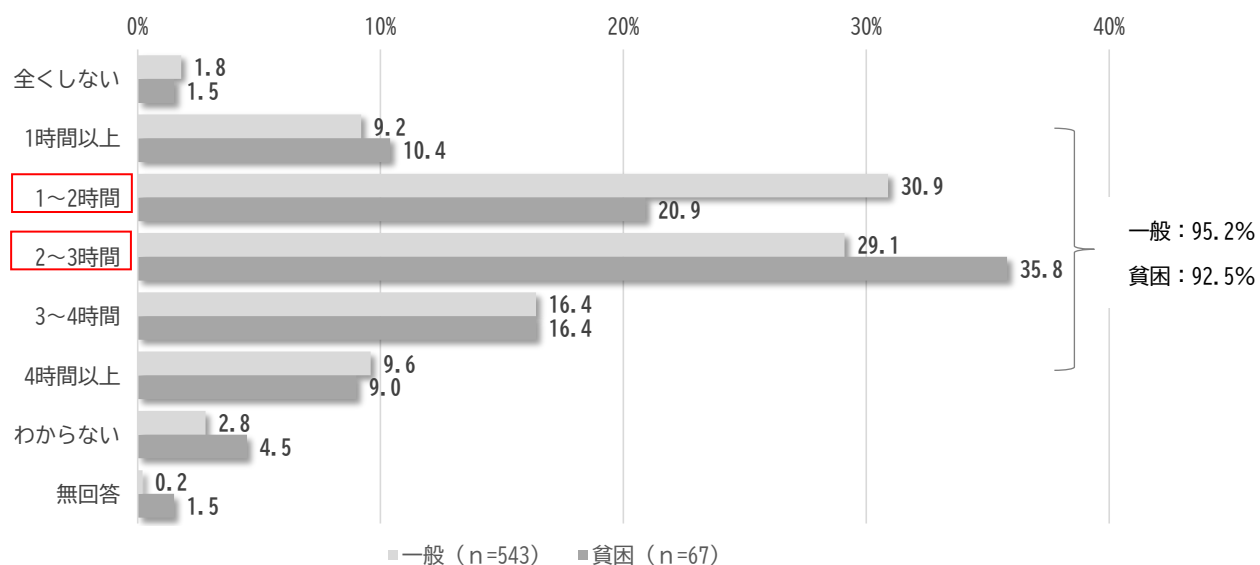
また「その可能性がある」では、一般の割合は15.8%、貧困の割合は23.9%となっており、貧困の場合は、経済的理由により学校の部活動に参加できない、あるいは参加できなくなる恐れがあると考えられます。



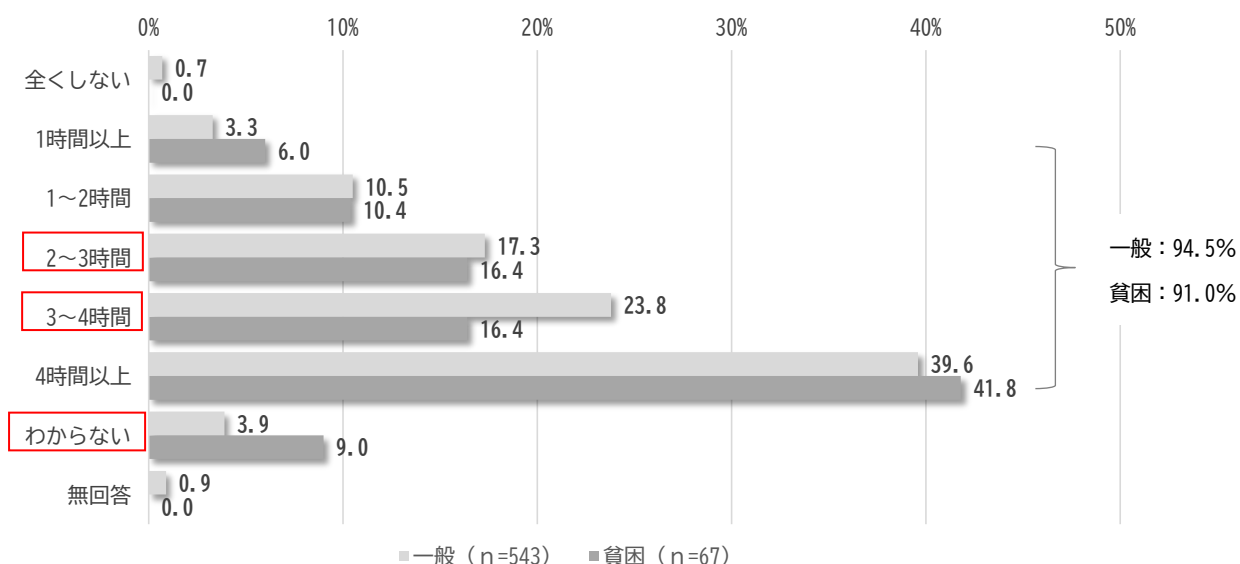
エ 家でゲームやスマホをする時間

平日、休日ともに、1時間以上利用している割合を合わせると、一般の割合は平日 95.2%、休日 94.5%、貧困の割合は平日 92.5%、休日 91.0%でした。貧困の場合はゲームやスマホの利用時間がやや短くなっています。

家でゲームやスマホを利用する時間（平日：月～金）

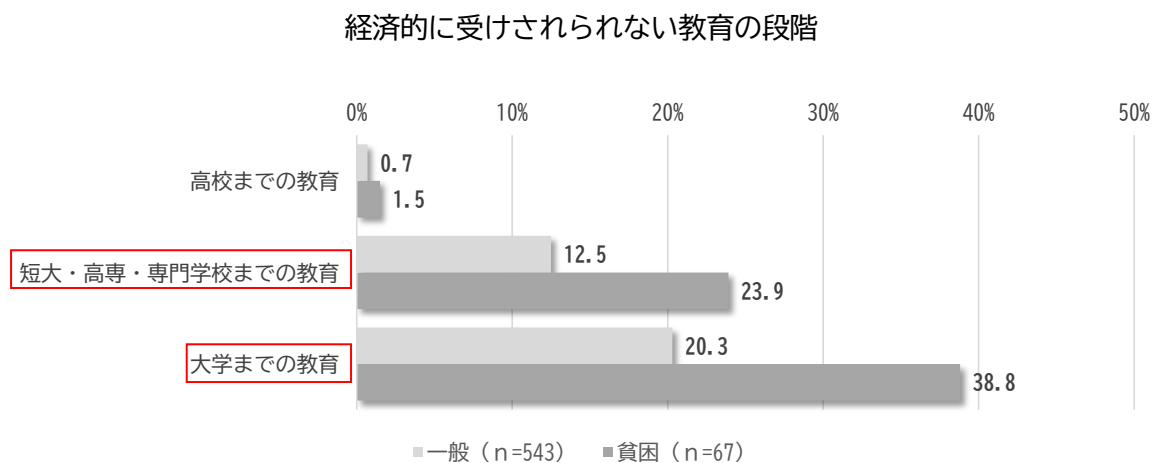


家でゲームやスマホを利用する時間（休日）



オ 受けさせたい教育

「経済的に受けさせられない」と回答した教育の段階の割合を比べてみると、貧困では「短大・高専・専門学校までの教育」と「大学までの教育」の割合が一般と比べて高くなっています。
貧困の場合は、高校卒業後の進路が限られる傾向がみられました。



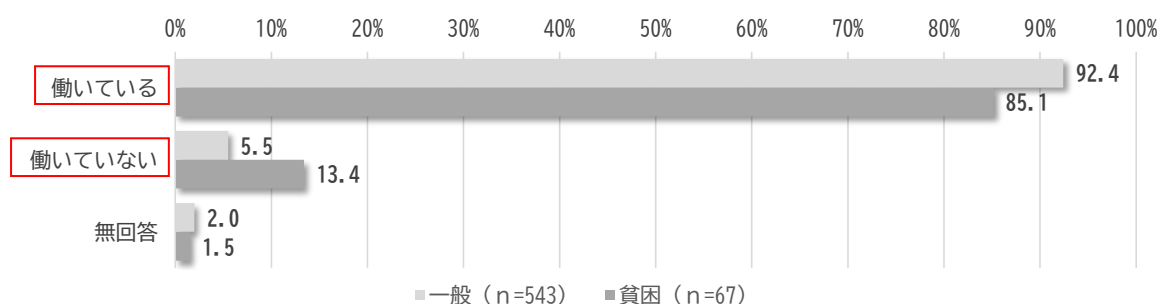
④保護者の状況

ア 就労状況・勤務形態

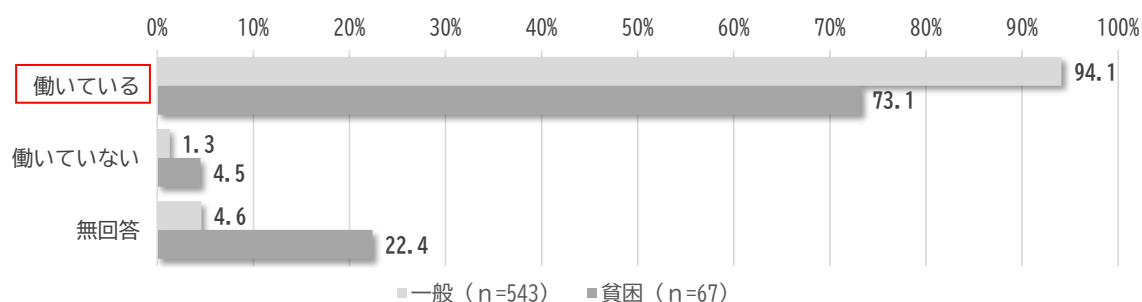
母親、父親ともに、「働いている」と回答した割合は、一般、貧困のいずれも7割以上と高くなっています。なお「働いていない」と回答した割合は、母親、父親ともに貧困の割合が一般を上回っています。

母親（ひとり親世帯）の勤務形態について、貧困の場合は「正社員・正職員」の割合が低く、「パート・アルバイト」の割合が高いという傾向がみられました。

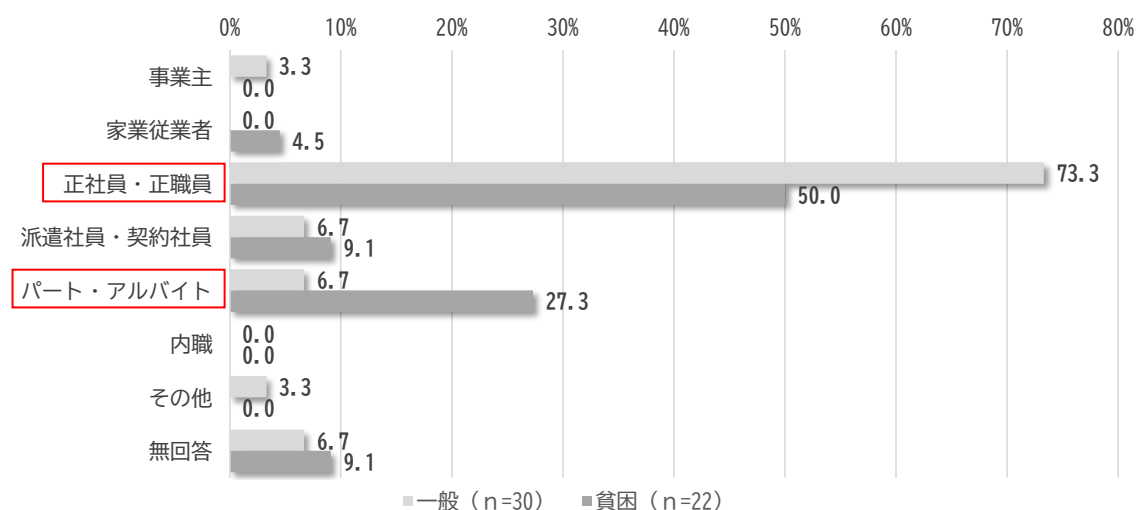
母親の就労状況



父親の就労状況



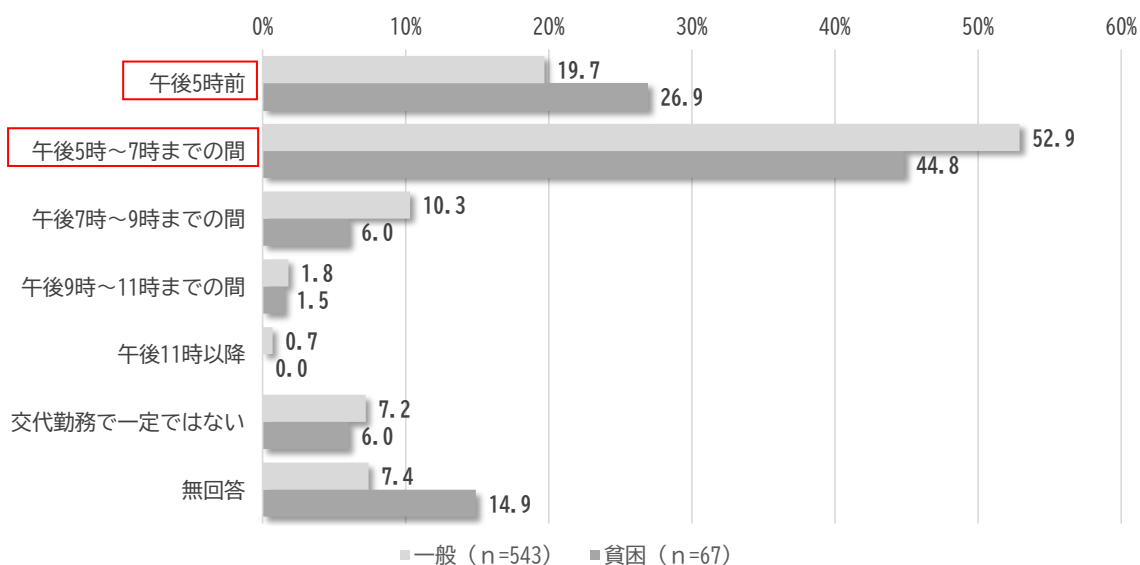
母親（ひとり親世帯）の勤務形態



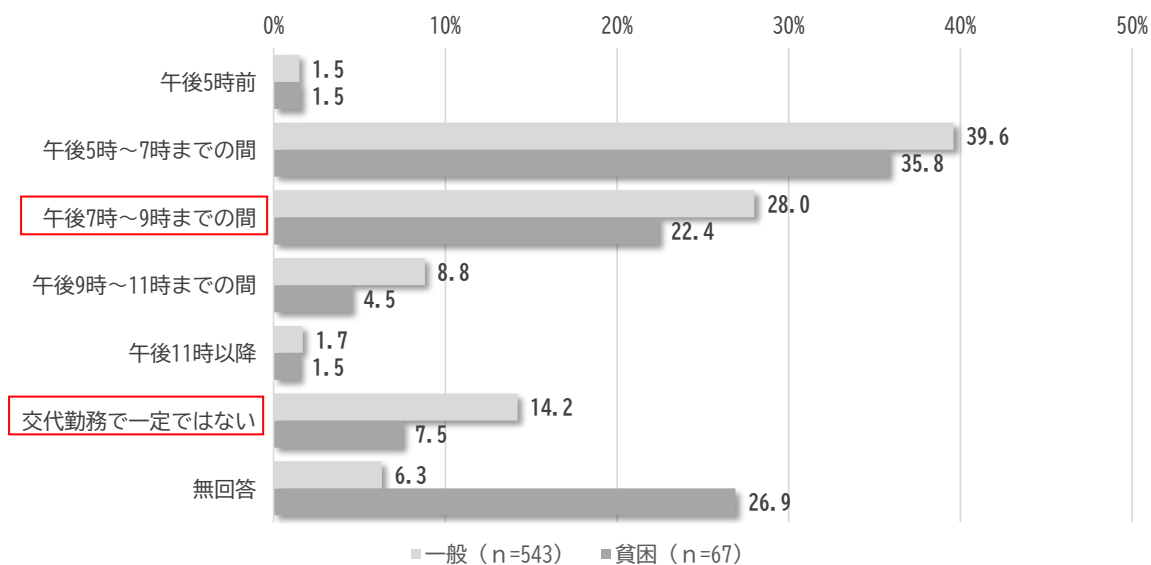
イ 帰宅時間

「普段の帰宅時間」について、一般と貧困の差が5%以上あった項目は、母親では「午後5時前」、「午後5時～7時までの間」、父親では「午後7時～9時までの間」となっています。なお一般と貧困において、特徴的な違いはみられません。

母親の普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時刻）

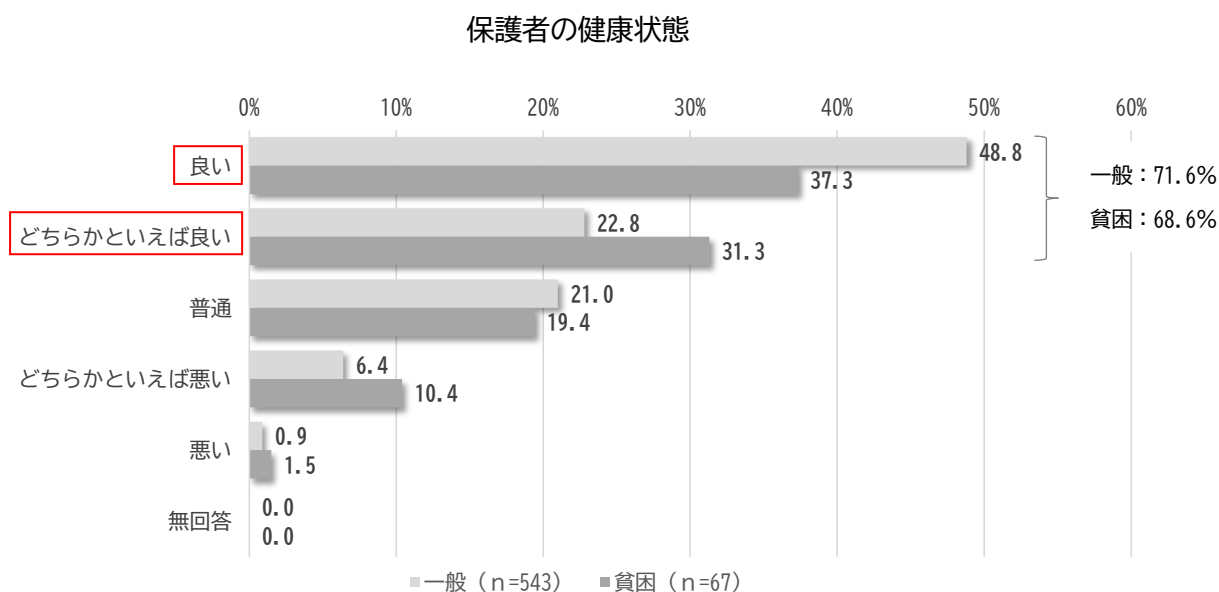


父親の普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時刻）



ウ 保護者の健康状態

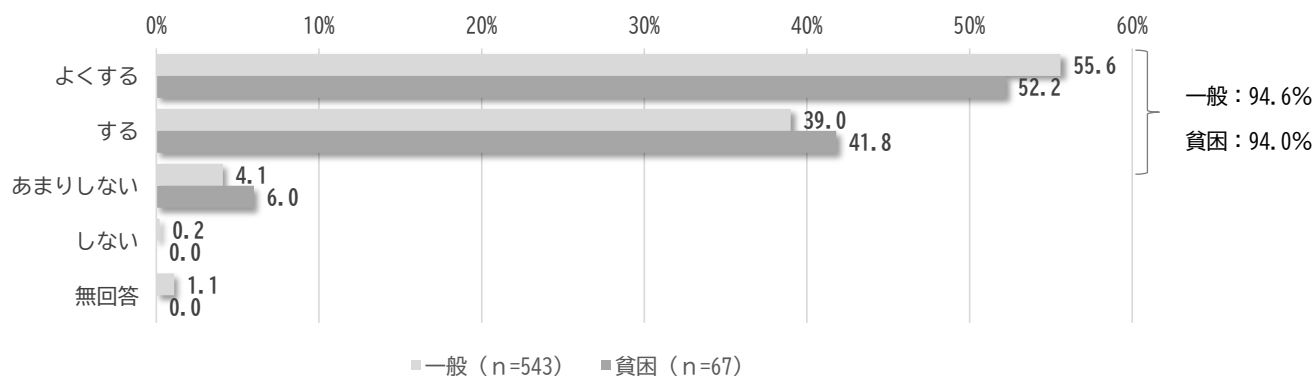
「良い」、「どちらかといえば良い」と回答した割合を合わせると、一般の割合は71.6%、貧困の割合は68.6%となり、一般と貧困では、大きな差はみられませんでした。



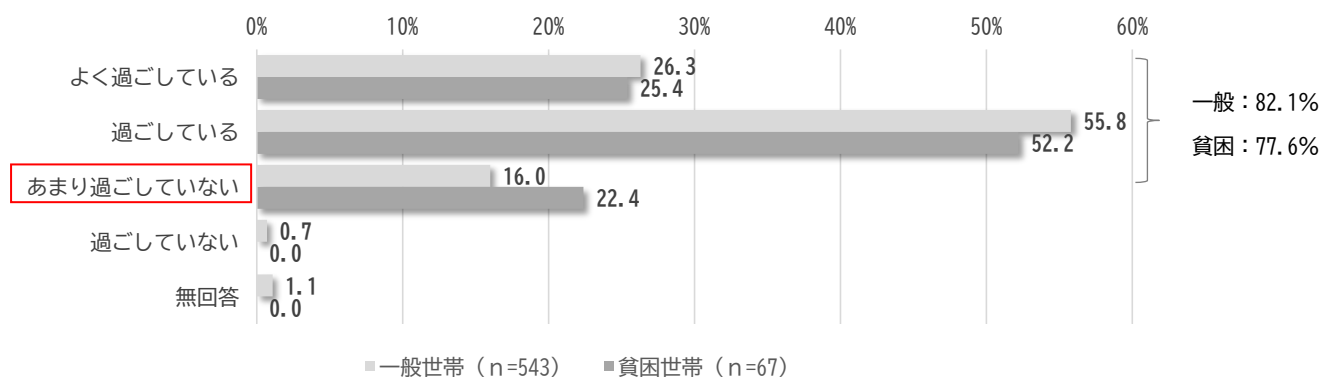
エ こどもとのコミュニケーション

一般と貧困では、大きな差はみられませんでした。

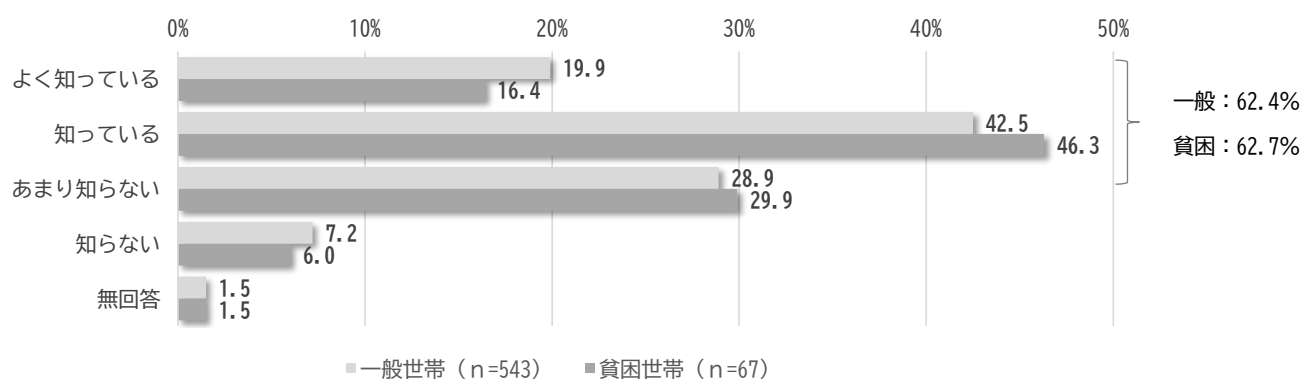
こどもとの会話



こどもと過ごす時間



こどもの将来の夢

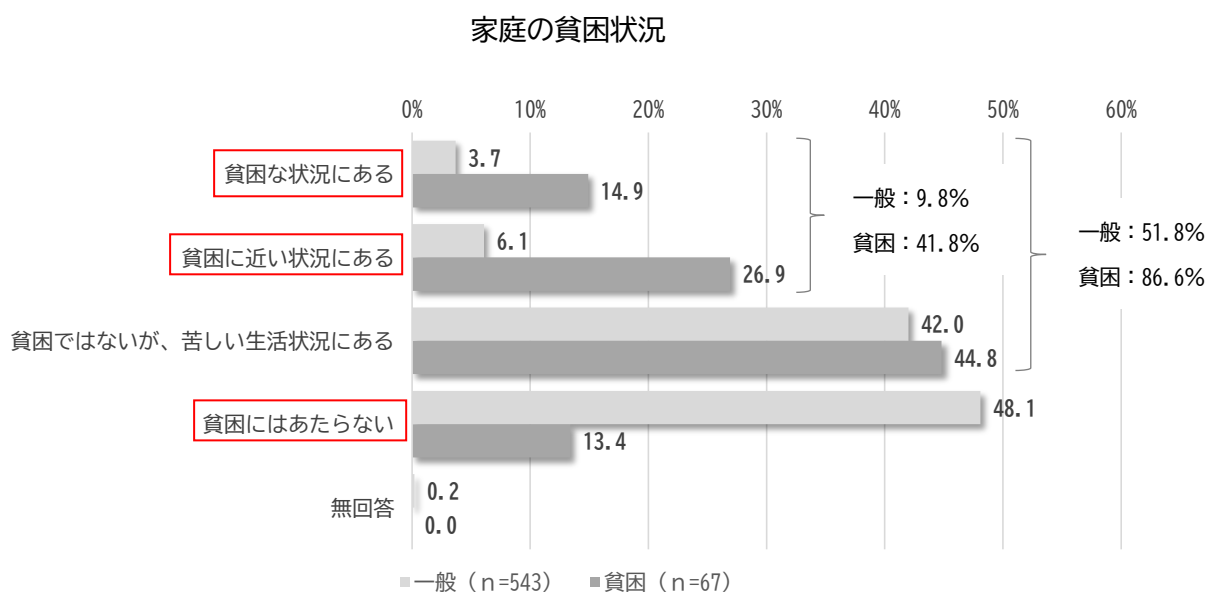


オ 貧困状況

「貧困な状況にある」、「貧困に近い状況にある」と回答した割合を合わせると、一般の割合は 9.8%、貧困の割合 41.8%でした。

また、上記に「貧困ではないが、苦しい生活状況にある」と回答した割合を合わせると、一般の割合は 51.8%、貧困の場合は 86.6%となっています。

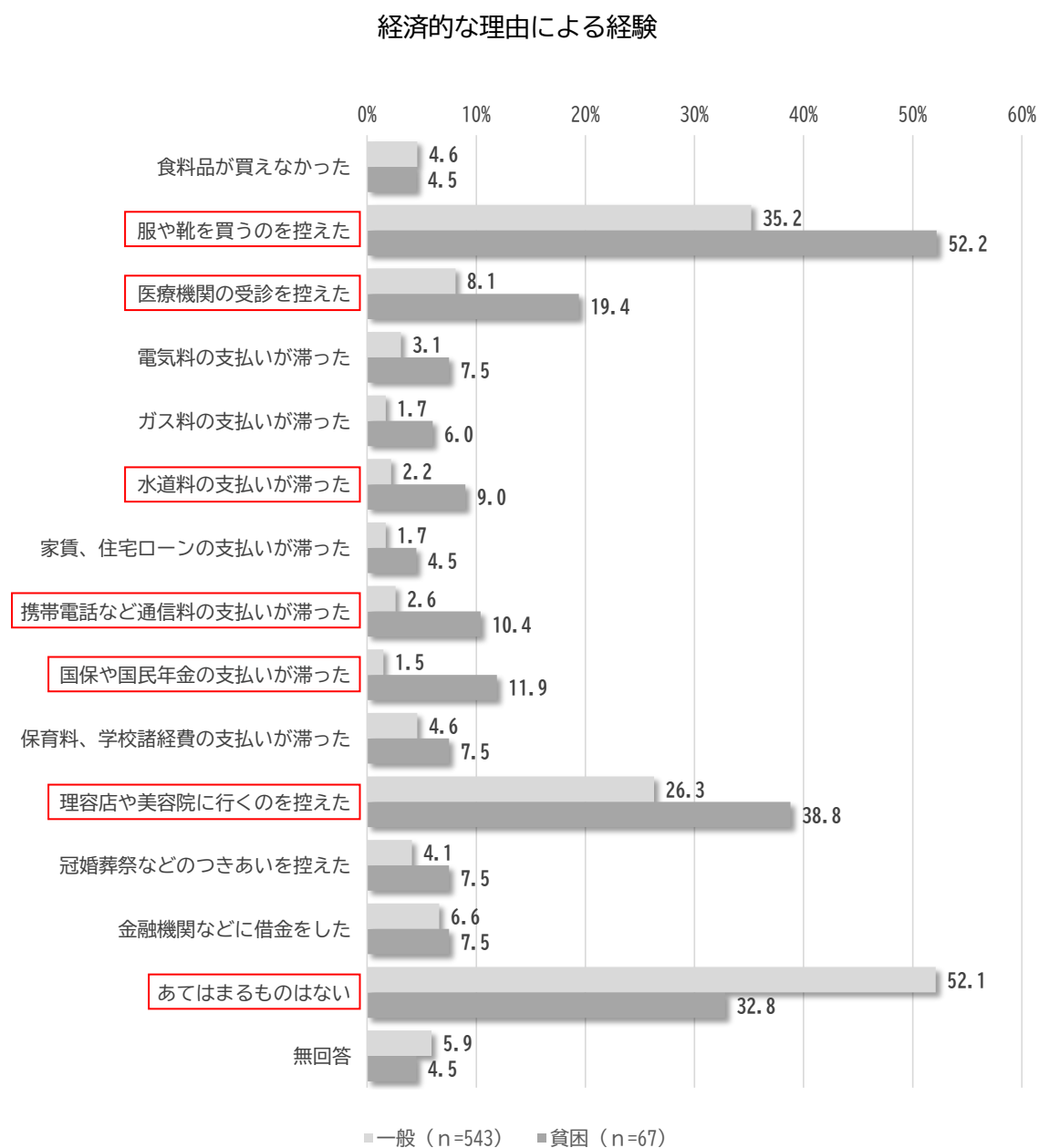
貧困の場合だけでなく、一般の場合も半数超が生活に苦しさを感じていることがわかりました。



カ 経済的な理由による経験

「経済的な理由による経験」の割合を比べてみると、貧困では「服や靴を買うのをやめた」、「医療機関の受診を控えた」、「水道料の支払いが滞った」、「携帯電話など通信料の支払いが滞った」、「国保や国民年金の支払いが滞った」、「理容店や美容院に行くのを控えた」の割合が一般と比べて高くなっています。

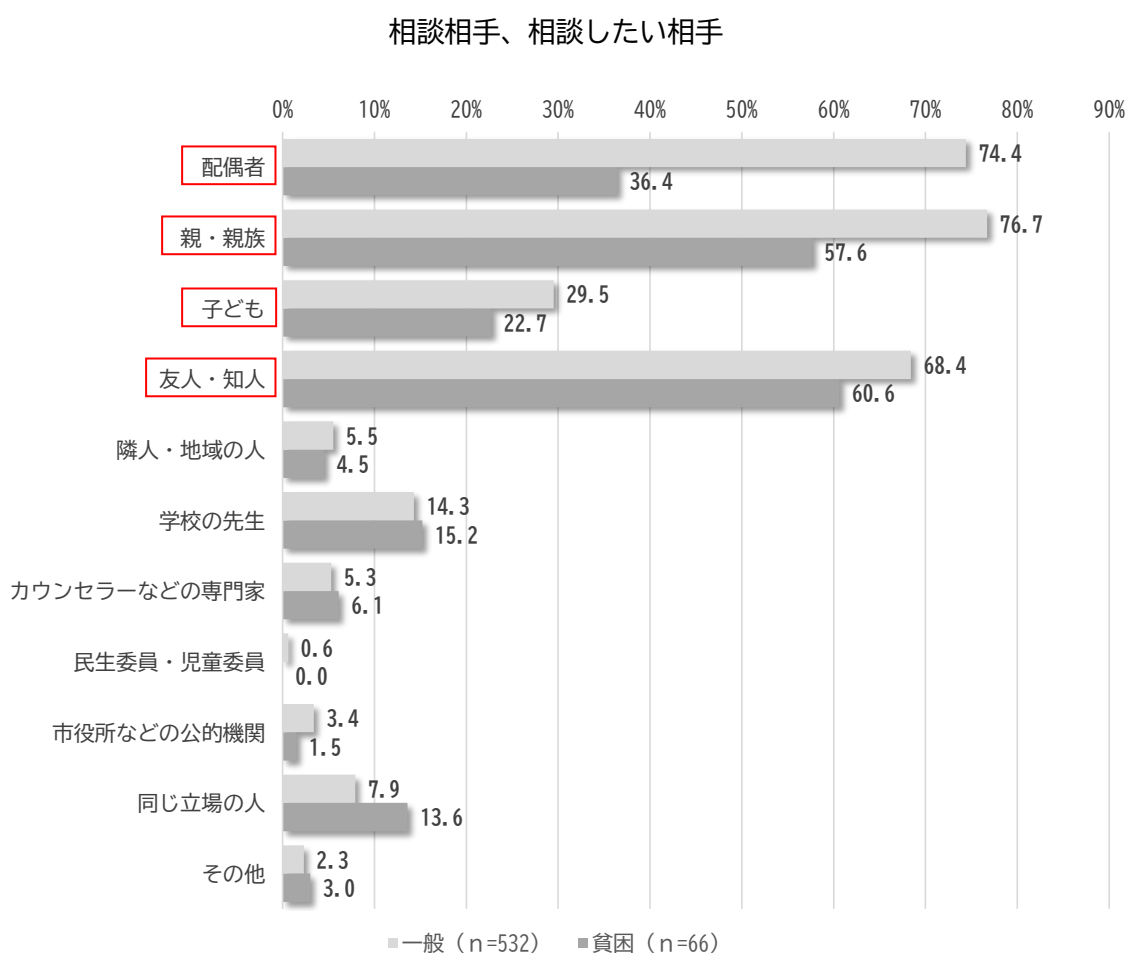
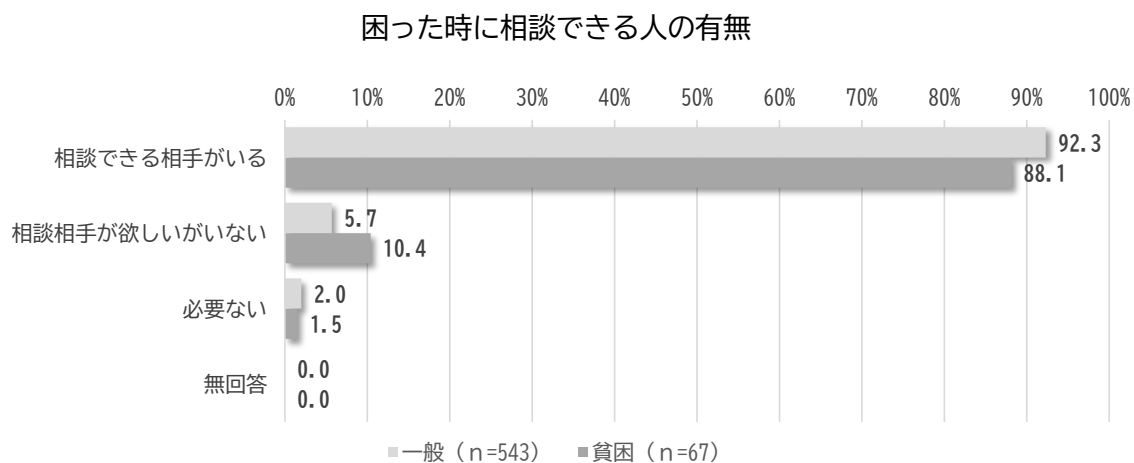
貧困の場合は、日用品や理美容代などの不急のものへの支払いや、公共料金などの未払いが多い傾向がみられました。



キ 困った時の相談先

困った時に相談できる人の有無について、貧困の場合は一般と比べて「相談相手が欲しいがない」の割合がやや高くなっています。

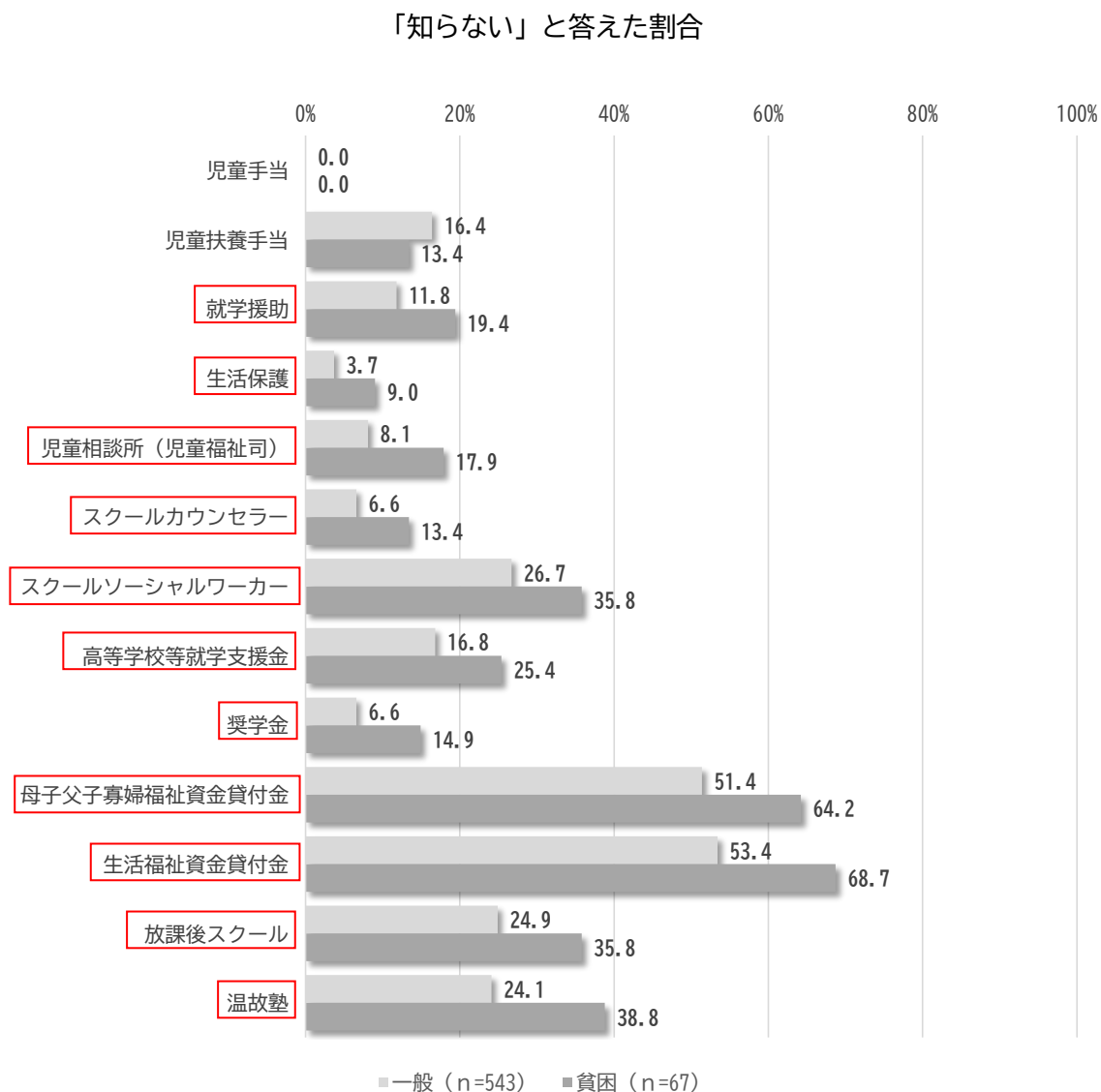
また、相談相手、相談したい相手について、貧困の場合は、「配偶者」、「親・親族」、「子ども」、「友人・知人」など身近な人と回答した割合が低い傾向がみられました。



⑤各種支援策

ア 認知状況

「公的制度の認知状況（制度を知らない）」と回答した割合を比べてみると、貧困では「児童手当」と「児童扶養手当」を除くすべての公的制度の割合が一般と比べて高くなっています。

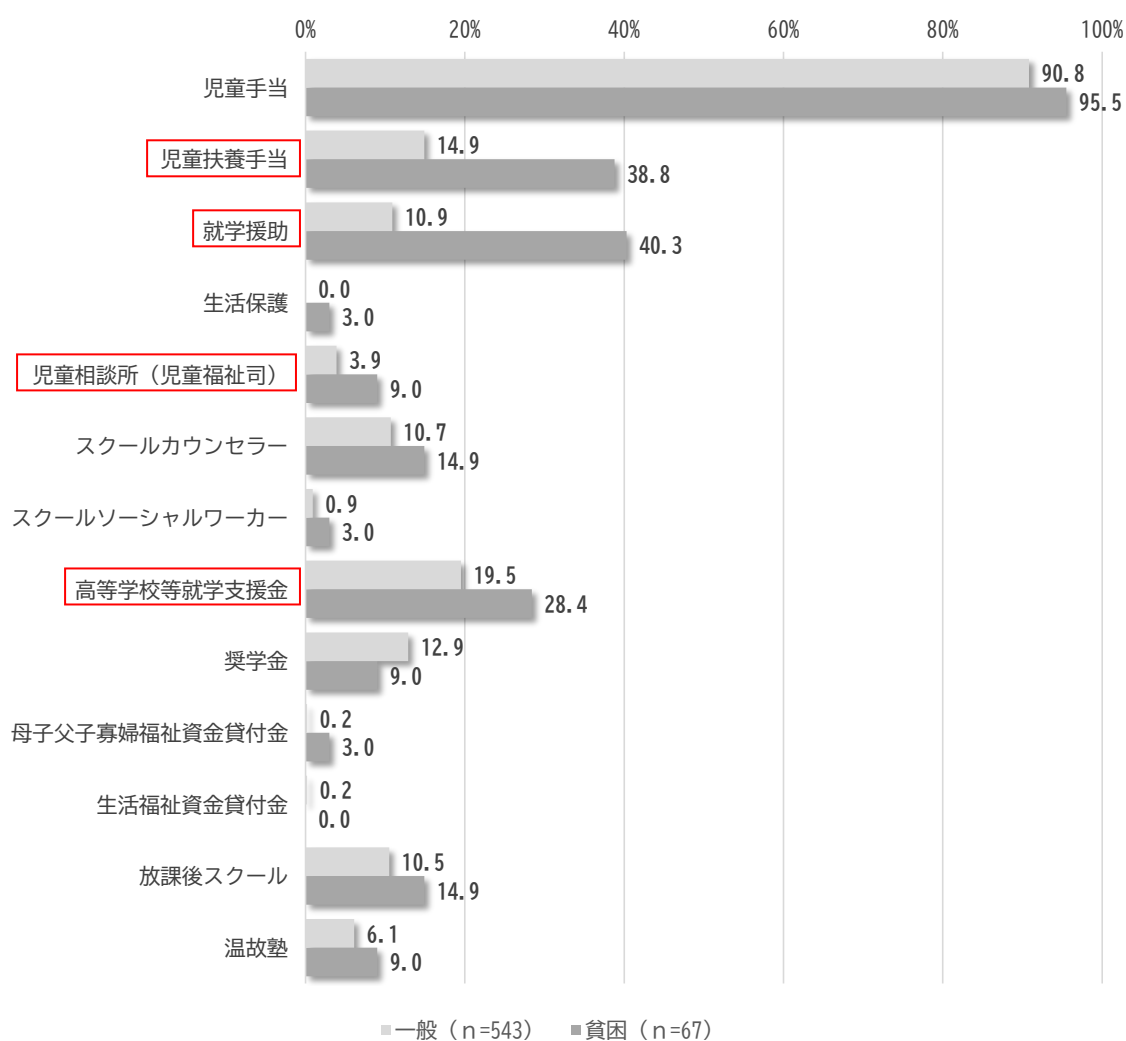


イ 利用状況

「公的制度を利用している（または利用したことがある）」と回答した割合を比べてみると、貧困では「児童扶養手当」、「就学援助」、「児童相談所（児童福祉士）」、「高等学校等就学支援金」の割合が一般と比べて高くなっています。

なお、貧困では経済的理由で「有料の習い事（学習塾を除く）に通わせる」ことができない」と回答している割合が3割強（32.8%）と高いにも関わらず、「放課後スクール」（14.9%）、「温故塾」（9.0%）の利用割合がいずれも1割前後と低くなっています。

「利用している（または利用したことがある）」と回答した割合



3 基本目標Ⅲ こどもたちが夢や希望を持てはばたけるまちづくり

基本施策（１） 教育の支援

こどもたちの学ぶ機会や希望する進学の実現を支援するため、学校内外での教育活動の充実を図るとともに、教育にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

事業名	事業概要と方向性	担当課
キャリア教育の推進	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。	学校教育課
教育指導主事の配置	小・中学校の学習指導及び生徒指導の充実を図るため、教育指導主事を配置し、授業改善やいじめ・不登校等について助言・指導を行います。 児童の就学や学校生活における不安等を払拭し、健やかな学校生活を送ることができるよう努めます。	学校教育課
教育相談員の配置	市教育センターに相談員を配置し、相談を行います。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	早期解決のための支援を行うスクールカウンセラー（学校派遣カウンセラー）が、いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	下越教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーが学校等の要請により相談にあたります。	学校教育課
学習支援事業	小学５・６年生や中学生を対象として、放課後や休日に宿題や予習・復習などの自主学習を支援する「放課後スクール」や「温故塾」を開講します。	生涯学習課
要保護準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育費用の一部を援助します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費など、必要な費用を援助します。	学校教育課
奨学金貸付制度	経済的な理由で就学が困難な学生に対して、必要な費用を貸し付けます。入学時に限り、希望者に入学準備金を貸し付けます。	学校教育課
生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯の方の高等学校への就学にかかる費用を給付します。	社会福祉課

基本施策（２） 生活の支援

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子育て環境や保育環境の整備をするとともに、こどもと保護者の不安が軽減できるよう各種相談体制の充実を図ります。

事業名	事業概要と方向性	担当課
児童家庭相談事業	18 歳未満の児童が心身ともに健やかに育ち、安全で安心した生活を送ることができるよう関係機関と連携をとりながら、児童虐待の発生予防と児童及び家庭への適切な支援、相談への対応を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	健康推進課
母子保健健康教育・健康相談事業	母性並びに乳児・幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児に関し相談に応じ、必要な指導助言を行います。	健康推進課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に応えるため、通常保育時間（11 時間開所）を越えて保育時間の延長を行うものです。 核家族が増加傾向にある中、保護者の就労形態の実状にあわせた時間帯での保育サービスの充実を図ります。	社会福祉課
一時預かり事業（一般型）	冠婚葬祭、家族の疾病、育児疲れ等により一時的に保育が必要な乳幼児に対し、保育施設が一時保育を行うものです。 一時的に保育が困難な場合はもとより、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後等に当該幼稚園等において一時的に預かります。	社会福祉課
病児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難なこどもを専用スペースで一時的に保育を行います。	社会福祉課
放課後児童クラブ事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後児童支援員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。 多様なニーズに対応するため、受け入れ体制および施設の充実を図ります。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行うものです。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の就労者や主婦等を会員として、放課後の預かりや家事援助など相互援助活動を行う組織を運営します。 提供会員数の拡大に努め、活動の活性化を図ります。	社会福祉課

事業名	事業概要と方向性	担当課
母子父子寡婦等相談	ひとり親家庭の手当てや助成等の相談を受け、必要に応じて各種窓口等を案内します。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	相談員が、経済的理由により生活の困りごとを抱える人と一緒に解決のプランを作成し、寄り添ったかたちで親身になって支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活困窮者家計相談支援事業	債務等により家計収支の均衡が取れていない世帯を対象として、家計管理、家計再生の相談にのり、生活が成り立つように支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活困窮者住居確保給付金の支給	賃貸住宅に居住している方が失業した場合、仕事を探している期間の家賃を補助します。	社会福祉課

基本施策（３） 保護者に対する支援

就労による生活の安定に向けて、働く場の確保や技能習得や資格取得のための支援の充実等を図ります。

事業名	事業概要と方向性	担当課
ひとり親家庭等就労支援事業	ひとり親家庭の父または母が、社会的自立のための資格取得や、国が指定する講座を受ける場合に、就労相談や生活費、受講料等の補助を行います。	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援事業	就労に向け生活習慣、社会経験、職務能力形成のための援助を実施するとともに、求人応募のためのノウハウを身に付け就労活動ができるよう支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	生活保護を受け、就労が可能な受給者へ就労支援員を配し、求人応募に対して積極的な支援を行います。	社会福祉課

基本施策（４） 経済的な支援

世帯の生活状況に応じた給付事業などの生活支援を確実にを行い、経済的に困難な状況にある世帯の生活基盤を支えます。また、経済的支援につながる多様な制度等、情報の一層の周知を進めます。

事業名	事業概要と方向性	担当課
児童扶養手当の支給	高校卒業までの児童のいるひとり親家庭に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親及び高校卒業までの子の通院・入院にかかる医療費を助成します。県単事業及び一部市単事業で実施します。	社会福祉課
ひとり親家庭等就労支援事業	ひとり親家庭の父または母が、社会的自立のための資格取得や国が指定する講座を受ける場合に、就労相談や生活費、受講料等の補助を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等家賃助成事業	民間賃貸住宅等を借りるひとり親家庭に対して、家賃の一部を助成します。	社会福祉課
ひとり親家庭こども学習支援事業	ひとり親家庭におけるこどもの進路実現を支援するため、学習支援や進学に関する費用の一部を助成します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の障がい児を監護・養育する父母等に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課
重度心身障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳３級以上、療育手帳Ａまたは精神障害者保健福祉手帳１級の障がい児の通院・入院にかかる医療費を助成します。県単事業及び一部市単事業で実施します。	社会福祉課
障害児福祉手当の支給	20歳未満の重度の障がい児本人に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課
障害児・者紙おむつ等購入費助成事業	在宅で常時紙おむつ等を使用している１歳からの障がい児・者に、紙おむつ等の購入に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽・中等度難聴児補聴器給付事業	身体障害者手帳の対象とならない１８歳未満の軽・中等度難聴児に、補聴器を給付します。	社会福祉課

基本施策（５） 支援体制の整備

こどもや保護者、世帯の抱える問題を適切に把握し、必要な支援へと確実につなげるために、市や関係機関等が連携して支援体制の整備を図ります。

事業名	事業概要と方向性	担当課
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待の発生前予防、早期発見、早期対応等の充実のため、相談体制の充実・強化を図り、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、福祉的な支援が必要な人に、関係機関と連携し支援を行います。	健康推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援のため、関係機関との連絡調整及び必要な事業を行います。	健康推進課
生活困窮者自立支援事業「暮らしサポートセンターあがの」支援調整会議	生活困窮者の自立支援のため、関係機関と連携を図り、地域の多様な諸問題の解決を可能とする社会の仕組みづくりを進めます。	社会福祉課 （社会福祉協議会委託）
民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図り、地域において児童の健全育成や虐待の防止等、こどもと子育て家庭への支援を行います。	社会福祉課

第 5 章 計画の推進



第5章 計画の推進

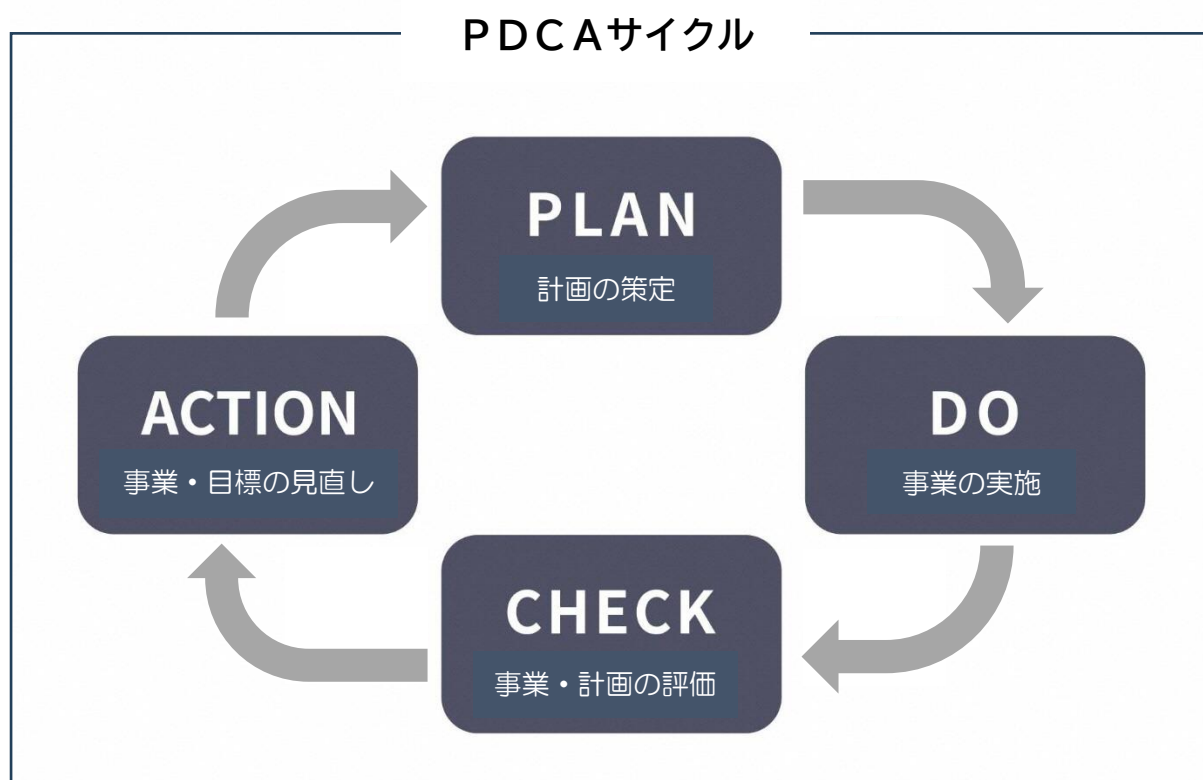
1 計画の推進体制

本計画の実現にあたっては、子育てに関わるさまざまな分野との連携が重要となります。

そこで家庭をはじめ、保育所や幼稚園等の施設、学校、行政、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画に位置付けた取り組みを効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。また、進捗状況については、「阿賀野市子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行います。



資料編

資 料 編

1 阿賀野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 30 号

改正 令和 5 年 9 月 27 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、阿賀野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 72 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 阿賀野市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属等	備考
皆川 謙二	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 課長	行政関係者
石黒 篤志	安野小学校 校長	市内小中学校
渡邊 富士子	民生委員児童委員協議会	民生委員
長谷川 京子	すぎの子クラブ 支援員	事業従事者
丸山 賢宗	安野こども園 園長	事業従事者
真田 文子	ひまわり幼稚園 園長	事業従事者
高山 和彦	阿賀野市PTA連絡協議会	保護者
熊倉 ちはる	京ヶ瀬幼稚園 保護者	保護者
山口 幸恵	いつつむりこども園 保護者	保護者
小菅 彩香	風の子こども園 保護者	保護者

(任期：令和4年9月1日～令和7年8月31日)

3 阿賀野市児童福祉施設一覧

○認定こども園・保育園

地区	種別	園名	令和6年4月現在 定員	
			1号	2・3号
安田	幼保こ	風の子こども園	15人	120人
	幼保こ	ほたるこども園	15人	90人
京ヶ瀬	幼保こ	京ヶ瀬こども園	15人	145人
	幼こ	京ヶ瀬幼稚園（公立）	21人	75人
水原	幼保こ	あやめ保育園	15人	40人
	幼保こ	安野こども園	15人	80人
	幼保こ	おとぎのくにこども園	15人	100人
	幼保こ	たちばなこども園	10人	80人
	幼保こ	日章幼稚園	20人	55人
	幼保こ	ひまわり幼稚園	45人	50人
	幼保こ	分田こども園 *	15人	30人
	幼保こ	みどり保育園	10人	100人
	保	よろこび保育園		40人
笹神	幼保こ	いつつむりこども園	15人	40人
	幼保こ	みのりこども園	10人	60人
	保	双葉保育園		40人
合計			236人	1,145人
			1,381人	

※「幼保こ」：幼保連携型認定こども園、「幼こ」：幼稚園型認定こども園、「保」：保育園

*分田こども園は、令和7年3月末閉園

○放課後児童クラブ

地区	施設名	令和6年4月現在 定員
安田	風の子児童クラブ	57 人
	やすだ児童クラブ	60 人
京ヶ瀬	コスモス児童クラブ	70 人
水原	あやめ優誠館	40 人
	安野学童クラブ	40 人
	おとぎのくに児童クラブ	50 人
	すぎの子クラブ	60 人
	たちばな学童クラブ	40 人
	ひまわり笑楽館	35 人
笹神	すみれ児童クラブ	24 人
	神山児童クラブ	35 人
合計		511 人

○地域子育て支援拠点

地区	施設名
安田	子育て支援センター「いとしご」(風の子こども園)
	子育て支援センター ほたるスマイルランド「おひさま」(ほたるこども園)
京ヶ瀬	京ヶ瀬子育て支援センター(京ヶ瀬こども園)
水原	子育て支援センター「ぼけっと」(あやめ保育園)
	子育て支援センター「つくし」(安野こども園)
	子育て支援センター「のんのん」(おとぎのくにこども園)
	子育て支援センター「すくすくチャイルド」(ひまわり幼稚園)
	あがの子育て支援センター「にこにこ」(公立)
合計 8 施設	

第1期 阿賀野市こども計画
(令和7年度～令和11年度)

発 行／阿賀野市
編 集／阿賀野市 民生部 社会福祉課
〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL 0250-62-2510 (代表)
